

鳥羽市障がい者福祉計画・
障がい福祉計画（第6期）・
障がい児福祉計画（第2期）
（令和3年度～令和5年度）

トライ **バ**リアフリー 鳥羽

～一人ひとりが輝き、こころ豊かに
安心して暮らせる共生のまちをめざして～

令和3年3月

鳥 羽 市

ごあいさつ

わが国では、平成 23 年の「障害者基本法」の改正を皮切りに、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」の施行等、国内法の整備を進め、障がいのある人の権利保障と社会参加を促進するための枠組みが定められています。

また、平成 30 年には、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」が改正・施行され、障がいのある人が地域において自ら望む生活を送るための支援や障がいのある子どもやその家族に対するきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みがより一層求められています。

鳥羽市では、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を計画の期間とする「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第 5 期）・鳥羽市障がい児福祉計画（第 1 期）」を策定し、「トライ バリアフリー 鳥羽」を合言葉に福祉・保健・医療・教育・就労等、幅広い分野にわたり障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

今回、「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第 6 期）・鳥羽市障がい児福祉計画（第 2 期）」を策定するにあたり、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの拡充や発達障がい等の支援の充実を図ることにより、障がいの有無に関わらず、一人ひとりが輝き、こころ豊かに安心して暮らせる共生のまちをつくっていくよう、まち全体で取り組んでまいります。

これらの計画を実現していくためには、行政だけでなく、市民の皆様をはじめとして、障がい福祉サービス事業者や関係機関、団体、企業等が互いに連携して取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、計画策定にあたり、大きなお力添えをいただきました障害者施策推進委員の皆様をはじめ、関係者ならびに関係機関の皆様、そして貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。



令和 3 年 3 月

鳥羽市長

中村欣一郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 策定の手法	5
第2章 鳥羽市の障がい者福祉の現状と課題	6
第1節 統計からみる鳥羽市の状況	6
第2節 アンケート調査からみる鳥羽市の状況	11
第3節 ヒアリング結果について	33
第4節 障がい福祉サービスの状況	37
第5節 障がい児福祉サービスの状況	45
第3章 基本的な方向性	48
第1節 基本理念	48
第2節 計画の視点	49
第3節 本計画策定における課題	50
第4節 基本目標	52
第5節 計画の体系	54
第6節 重点的な取り組み	55
第4章 計画の展開	60
第1節 互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生のまちづくり	60
第2節 地域生活の安心を支える仕組みづくり	64
第3節 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	68
第4節 一人ひとりが輝くこころ豊かな暮らしづくり	71
第5節 安全・安心な環境づくり	75
第6節 相談体制・情報提供の仕組みづくり	78
第7節 行政サービス等における配慮の推進	80
第5章 鳥羽市障がい福祉計画（第6期）	81
第1節 令和5年度末までの障がい福祉サービスの成果目標	81
第2節 障がい福祉サービスの見込み量	85
第6章 鳥羽市障がい児福祉計画（第2期）	102
第1節 令和5年度末までの障がい児福祉サービスの成果目標	102
第2節 障がい児福祉サービスの見込み量	103
第7章 計画の推進に向けて	107
第1節 計画の推進体制	107
第2節 計画の進行管理	108
第3節 鳥羽市地域自立支援協議会	109
資料編	110
第1節 策定経過	110
第2節 鳥羽市障害者施策推進委員会設置要綱	111
第3節 鳥羽市障害者施策推進委員会名簿	114
第4節 用語集	115

本計画における「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字が与える印象と、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、「害」という文字を可能な限り「がい」というひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等に関しては、従来通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。



第 1 章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

鳥羽市（以下「本市」という。）では、障がい者支援の基本的方向性と具体的な取り組みを定めた「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（**トライ バリアフリー 鳥羽**）」に基づき、市民、障がい当事者、関係団体、事業所等と連携して障がい福祉施策を推進しています。

国においては、平成 23 年に「障害者基本法*」の改正、平成 24 年に「障害者虐待防止法*」の施行、平成 25 年には「障害者総合支援法」の施行が進められ、平成 26 年に「障害者権利条約*」が批准され、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年には「成年後見制度利用促進法*」の施行、「発達障害者支援法」の改正、平成 30 年には、「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正が施行され、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実等、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが求められています。

今回「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第 5 期）・障がい児福祉計画（第 1 期）」が令和 2 年度で最終年度を迎え、その見直しが必要であることから、障がい者施策の基本的方向性、具体的施策、成果目標並びに障がい福祉サービス見込み量（活動指標）を定め、障がいのある人の地域移行と地域での安心な生活を保障するための障がい福祉サービス等の充実を計画的に進めるために「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第 6 期）・障がい児福祉計画（第 2 期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

「*」印がついている用語については、資料編 第 4 節 用語集に説明を記述しています。

国の動向

■障害者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	○「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮*、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	○「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 ○「障害者優先調達推進法*」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 ○「障害者基本計画（第3次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	○日本が「障害者権利条約」を批准 ○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	○「障害者差別解消法*」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 ○「障害者雇用促進法*」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度*利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	○「障害者基本計画（第4次）」策定 ○「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者文化芸術推進法」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等 ○「ユニバーサル社会実現推進法」の施行 ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進
令和 元年	○「読書バリアフリー*法」の施行 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定・実施
令和 2 年	○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給

第2節 計画の位置づけ

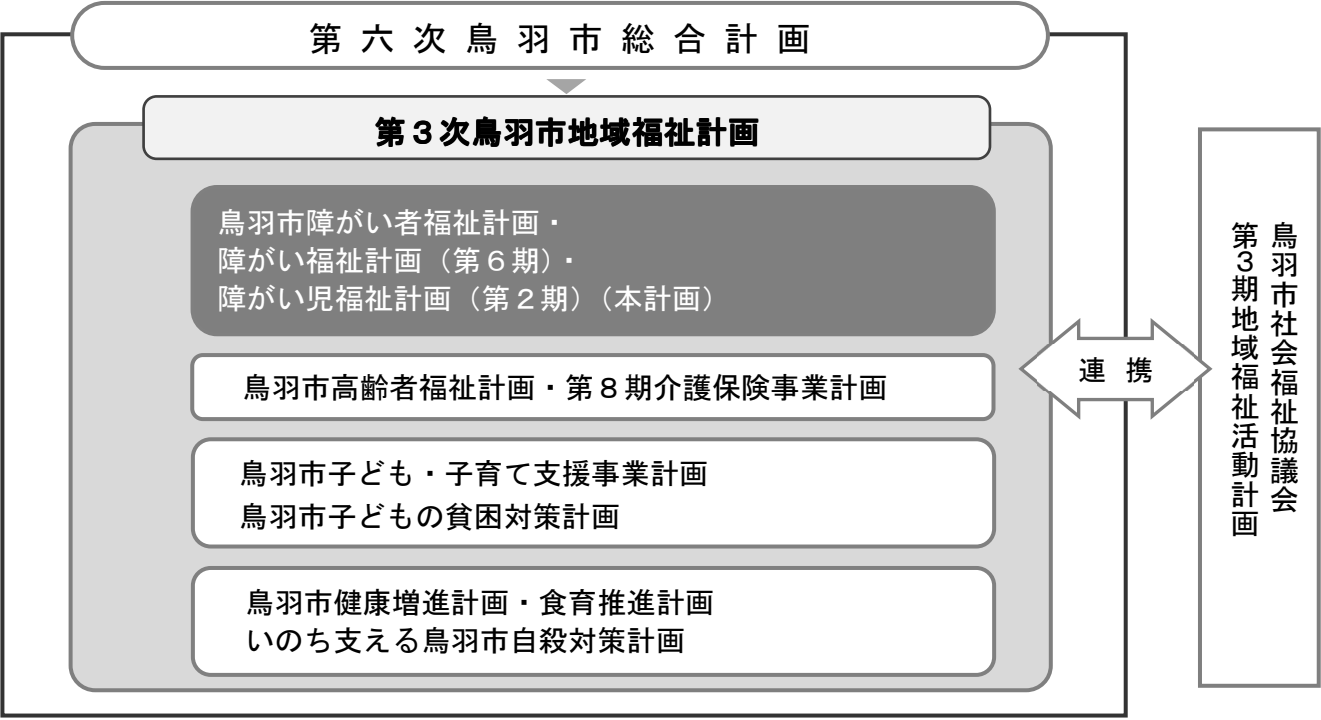
「鳥羽市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「鳥羽市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「鳥羽市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児の地域生活を支援するための障がい児福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。



本計画は「第六次鳥羽市総合計画」を上位計画とし、「第3次鳥羽市地域福祉計画」の障がい者福祉分野の個別計画として、「鳥羽市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」「鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」「鳥羽市子どもの貧困対策計画」「鳥羽市健康増進計画・食育推進計画」「いのち支える鳥羽市自殺対策計画」との整合を図りながら策定したものです。



※第3次鳥羽市地域福祉計画：保健福祉分野全体にまたがる総論と、各種個別計画（「鳥羽市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」「鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」「鳥羽市子どもの貧困対策計画」「鳥羽市健康増進計画・食育推進計画」「いのち支える鳥羽市自殺対策計画」）を一体的に束ねた計画。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。 (年度)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第6期）	第5期		見直し	第6期（本計画）		見直し	第7期		
鳥羽市障がい児福祉計画（第2期）	第1期		見直し	第2期（本計画）		見直し	第3期		

第4節 策定の手法

(1) 各種会議等での審議

計画策定にあたっては、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。



(2) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

障がいのある人の生活状況やニーズを把握するため、郵送配布・郵送回収によるアンケート調査を行ったほか、市内事業所・障がい当事者団体にヒアリング調査を実施しました。



(3) これまでの計画の評価・検証の実施

前回計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況等についての評価・検証を実施しました。



(4) パブリックコメントの実施

ホームページや市役所窓口等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。





第2章 鳥羽市の障がい者福祉の現状と課題

第1節 統計からみる鳥羽市の状況

※平成27年～令和2年について掲載しています

(1) 総人口及び世帯数の推移

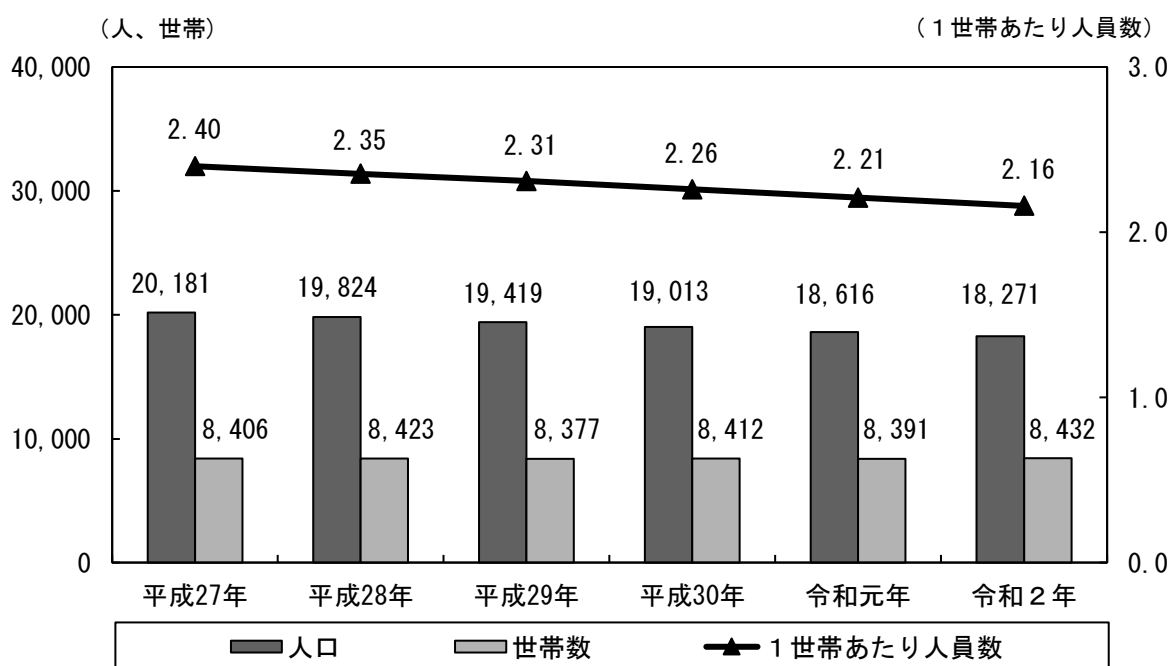


本市の総人口は年々減少傾向で推移しており、令和2年では18,271人となっています。

世帯数は、8,400世帯前後を推移しており、令和2年では8,432世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員数をみると、微減傾向となっており、令和2年では1世帯2.16人となっています。

■総人口及び世帯数、1世帯あたりの人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）



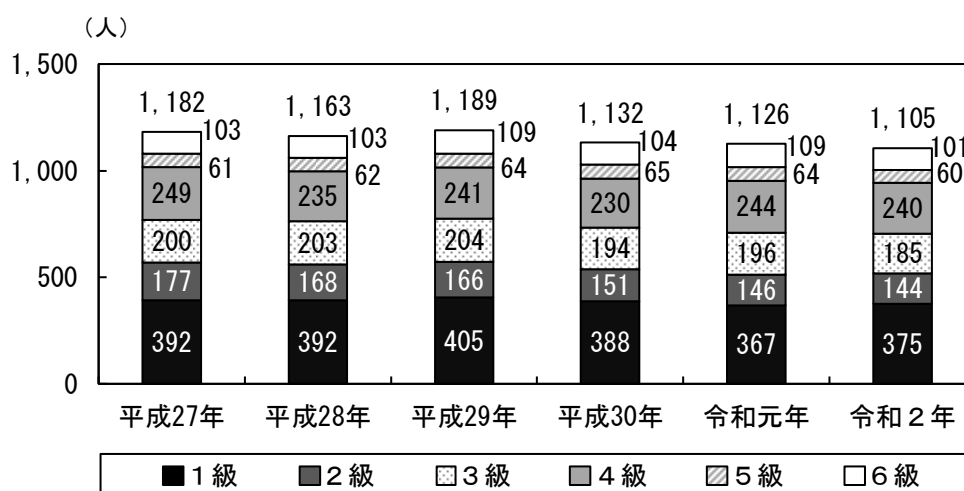
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は平成 29 年以降減少傾向となっており、令和 2 年には 1,105 人となっています。

障がいの程度別にみると、いずれの年も 1 級が最も多く、令和 2 年は 375 人となっています。

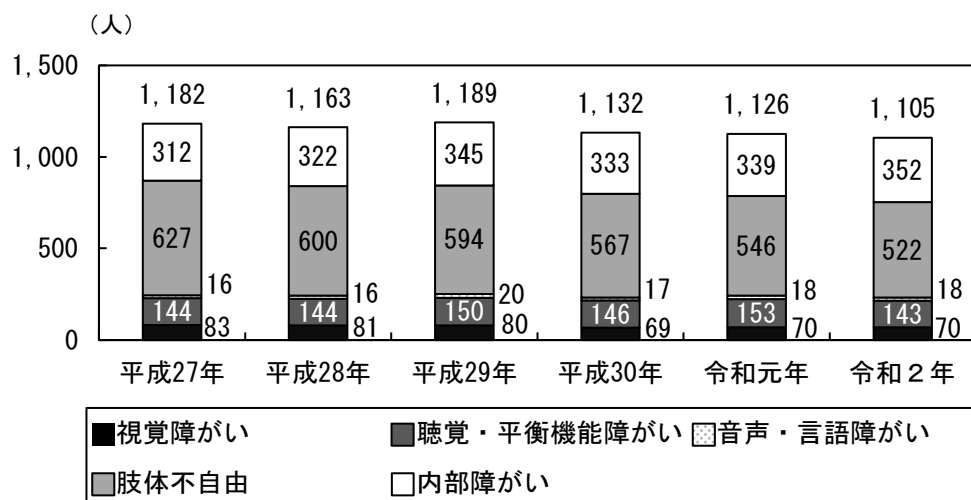
また、障がいの種類別にみると、いずれの年も肢体不自由が最も多くなっていますが、平成 27 年以降は減少傾向となっています。一方、内部障がいは令和元年以降微増傾向となっており、令和 2 年には 352 人と、平成 27 年以降最も多くなっています。

■障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）

■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



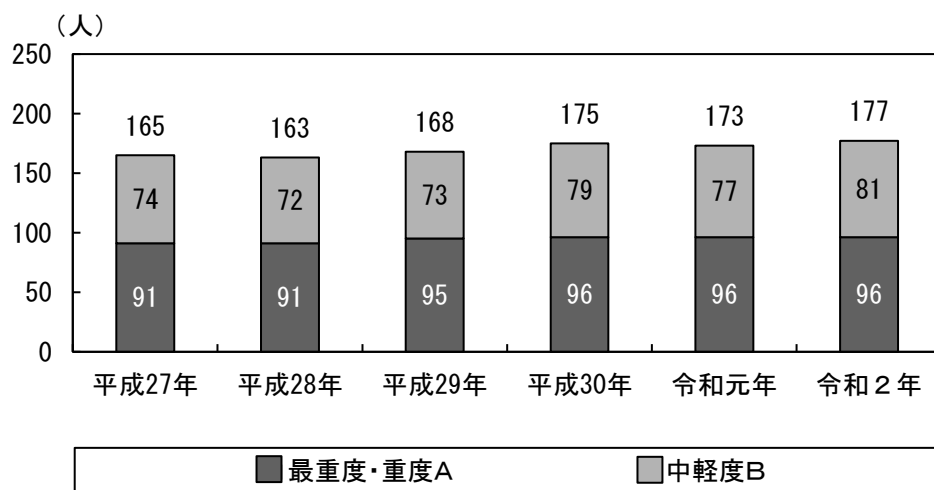
資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）



(3)療育手帳所持者の状況（療育手帳は、主に知的障がいのある人が取得する手帳になります）

療育手帳所持者数は平成 30 年にやや増加し、以降 170 人台で推移しています。等級別では、いずれの年も最重度・重度 A が中軽度 B を上回っています。

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）

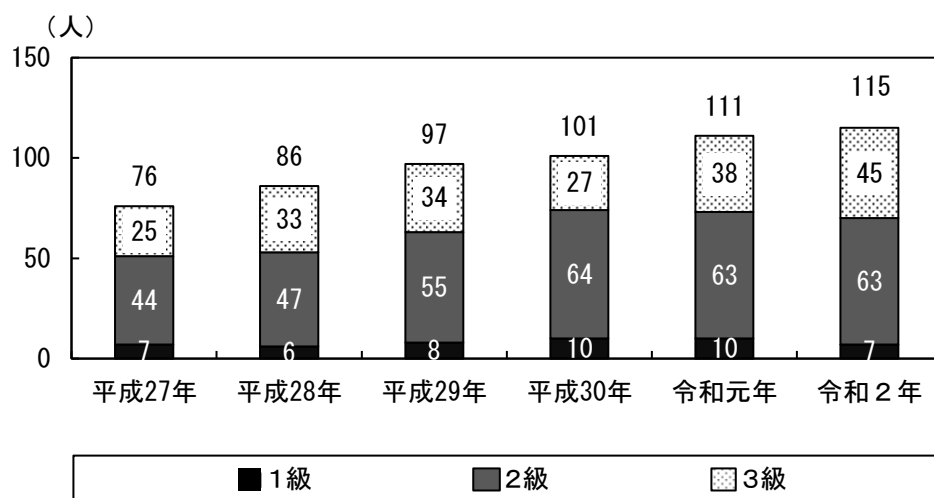


(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、平成 30 年には 100 人を超え、令和 2 年には 115 人と平成 27 年から 39 人増加しています。

障がいの程度別にみると、いずれの年も 2 級が最も多くなっています。また、平成 30 年以降は 3 級のみ増加傾向となっています。

■障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：伊勢保健所（各年 3 月 31 日）

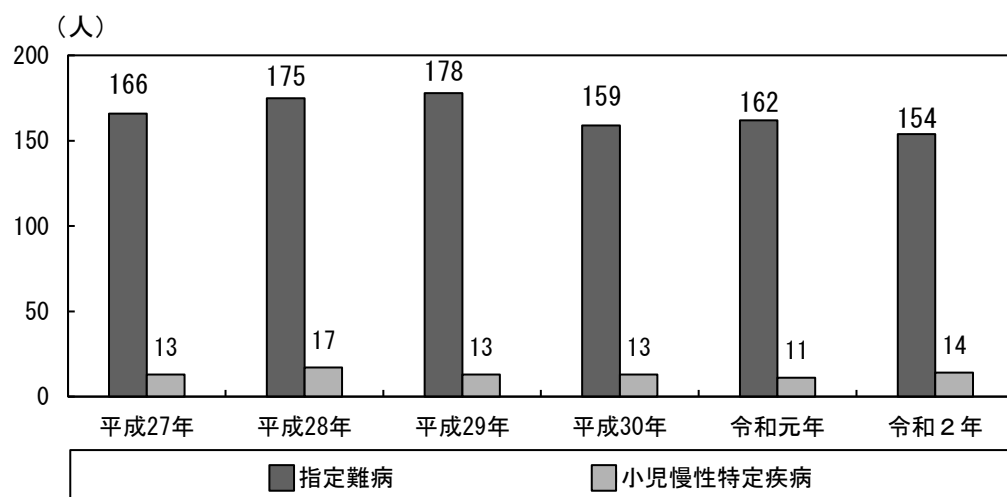


(5) 難病患者等の状況

特定医療費の支給を受けている指定難病の患者数は平成 29 年の 178 人をピークに減少しており、令和 2 年には 154 人と平成 27 年以降最も少なくなっています。

小児慢性特定疾病の患者数については、平成 27 年以降、15 人前後で推移しています。

■ 指定難病／小児慢性特定疾病*の患者数の推移



資料：伊勢保健所（各年 3 月 31 日）

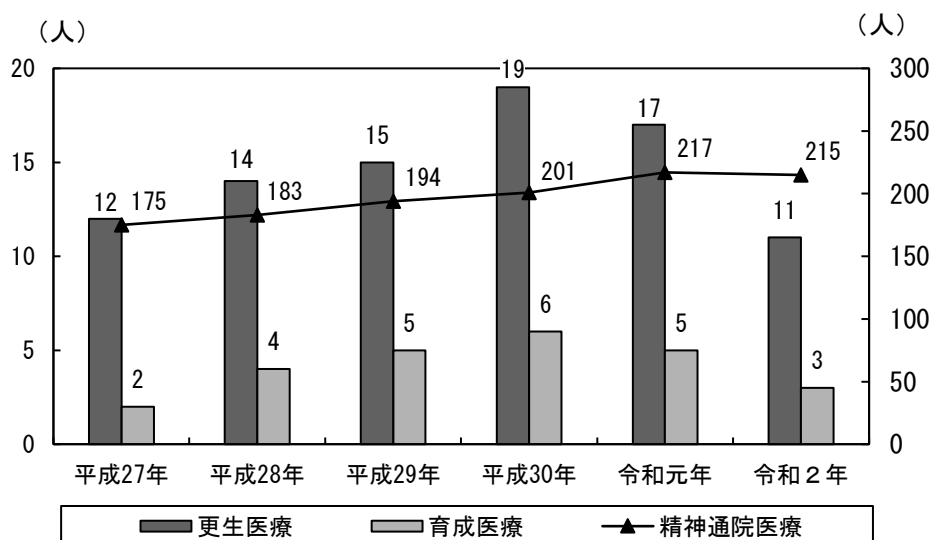


(6) 自立支援医療*費受給者の状況

更生医療の受給者数は平成 30 年の 19 人をピークに減少傾向となっており、令和 2 年には 11 人と、平成 27 年以降最も少なくなっています。育成医療の受給者数においても、令和元年以降減少しています。

一方、精神通院医療は増加傾向となっており、平成 30 年以降は 200 人を超えています。

■ 自立支援医療費受給者の推移



資料：健康福祉課、伊勢保健所（各年 3 月 31 日）

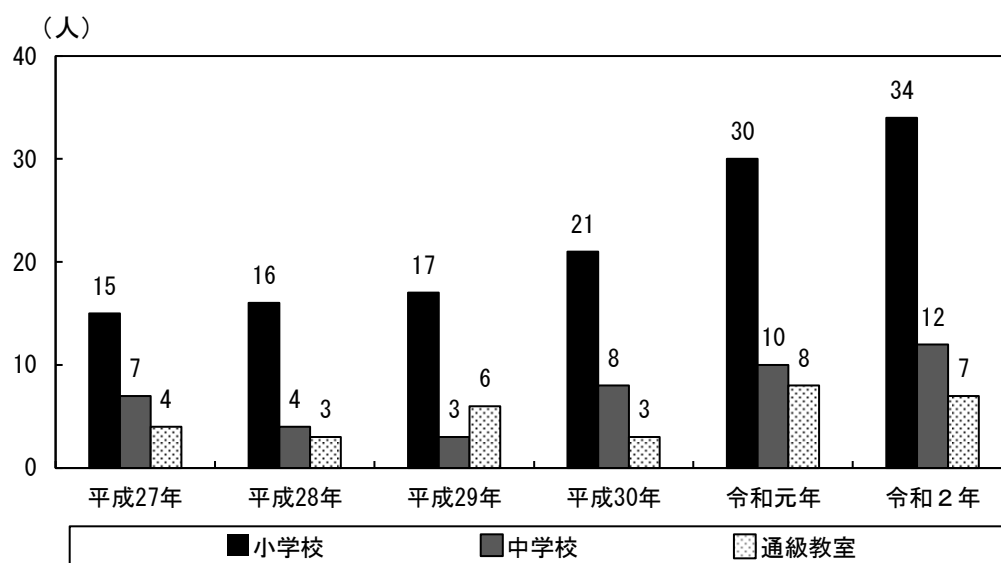


(7)障がいのある児童・生徒の状況

特別支援学級の在籍者数では、小学校は増加傾向となっており、令和2年には34人と、平成27年の15人と比べ2倍以上となっています。中学校においても、平成30年以降は増加傾向となっており、令和2年には12人となっています。通級教室に通学している児童・生徒は、平成27年以降1桁台を推移しています。

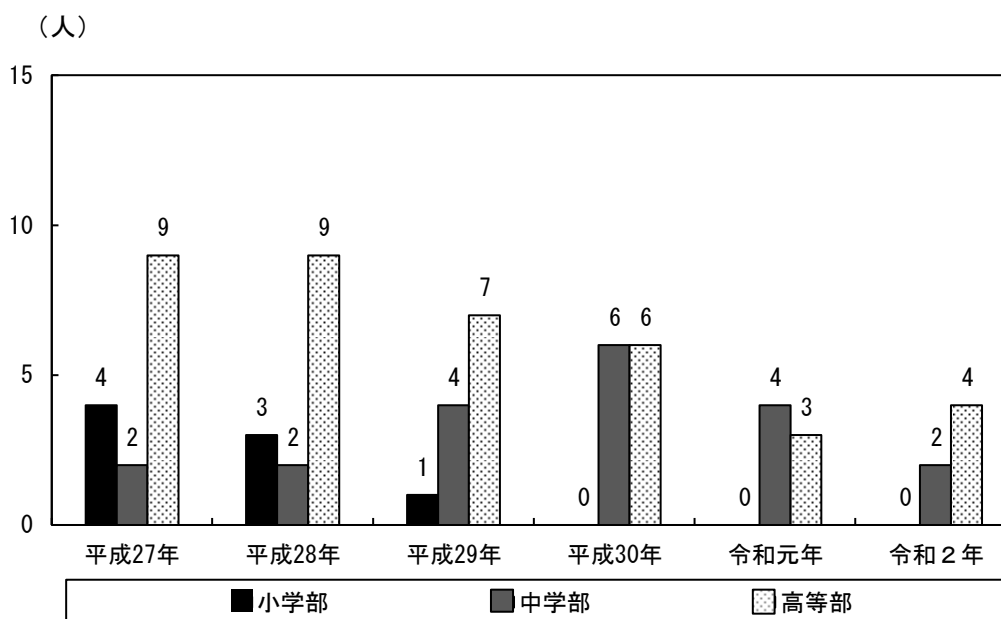
特別支援学校の在籍者数では、高等部は平成29年以降概ね減少傾向となっており、令和2年には4人となっています。

■特別支援学級の在籍者数



資料：市教育委員会（各年4月1日）

■特別支援学校の在籍者数



資料：市教育委員会（各年4月1日）

第2節 アンケート調査からみる鳥羽市の状況

(1) アンケート調査実施概要



1 調査の目的

本計画の策定資料として、障がいのある人の生活実態、要望、意見等を把握することを目的に実施しました。

2 調査設計

- 調査地域：鳥羽市全域
- 調査対象者：令和元年12月1日現在、鳥羽市内在住の65歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院医療）を持っている方
- 調査期間：令和2年1月10日（金）～令和2年2月14日（金）
- 調査方法：郵送による配布・回収

3 回収結果

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
489	159	32.5%

※本節では、身体障害者手帳所持者を[身体]、療育手帳所持者を[療育]、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者を[精神]と略記しています。

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100.0%とならない場合があります。

※本文中に記載されている【前回調査】は平成29年7月に鳥羽市で実施された調査となります。

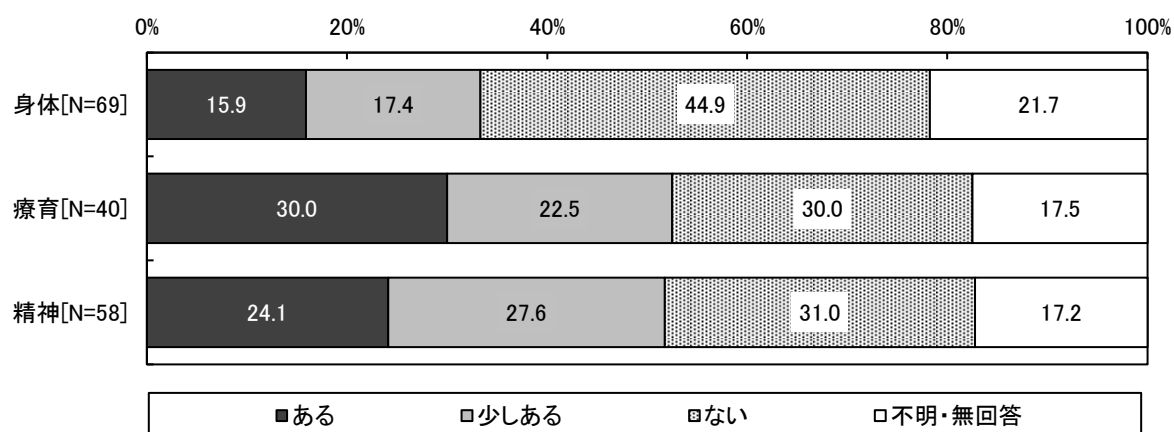


(2) 障がい理由に受ける(受けた)差別や嫌な思いについて

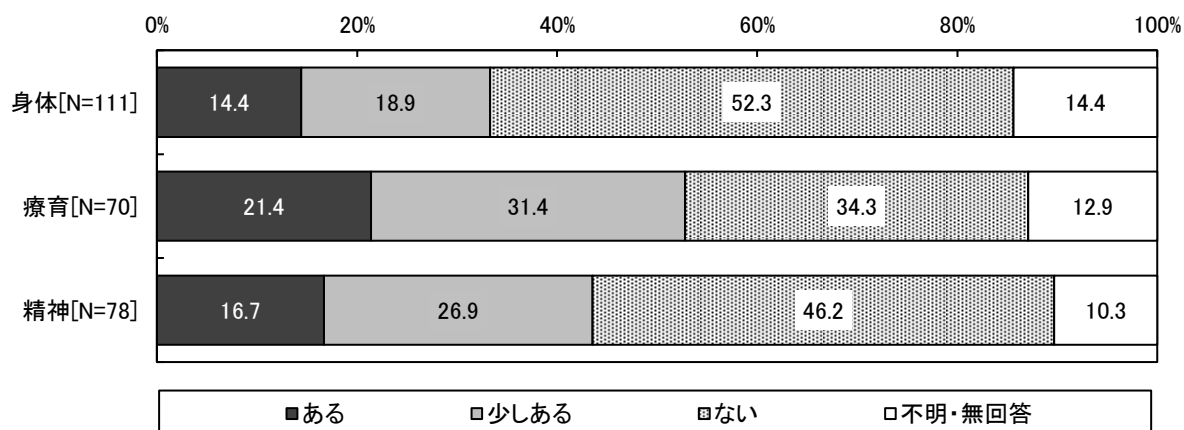
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについてみると、[療育]、[精神]で「ある」、「少しある」の合計が半数以上となっています。[身体]では「ない」が4割台半ばとなっています。

前回調査と比べると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも、「ある」の割合が上昇しています。また、[精神]では「ある」と「少しある」の合計も上昇しています。

■障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか(単数回答)



【前回調査】

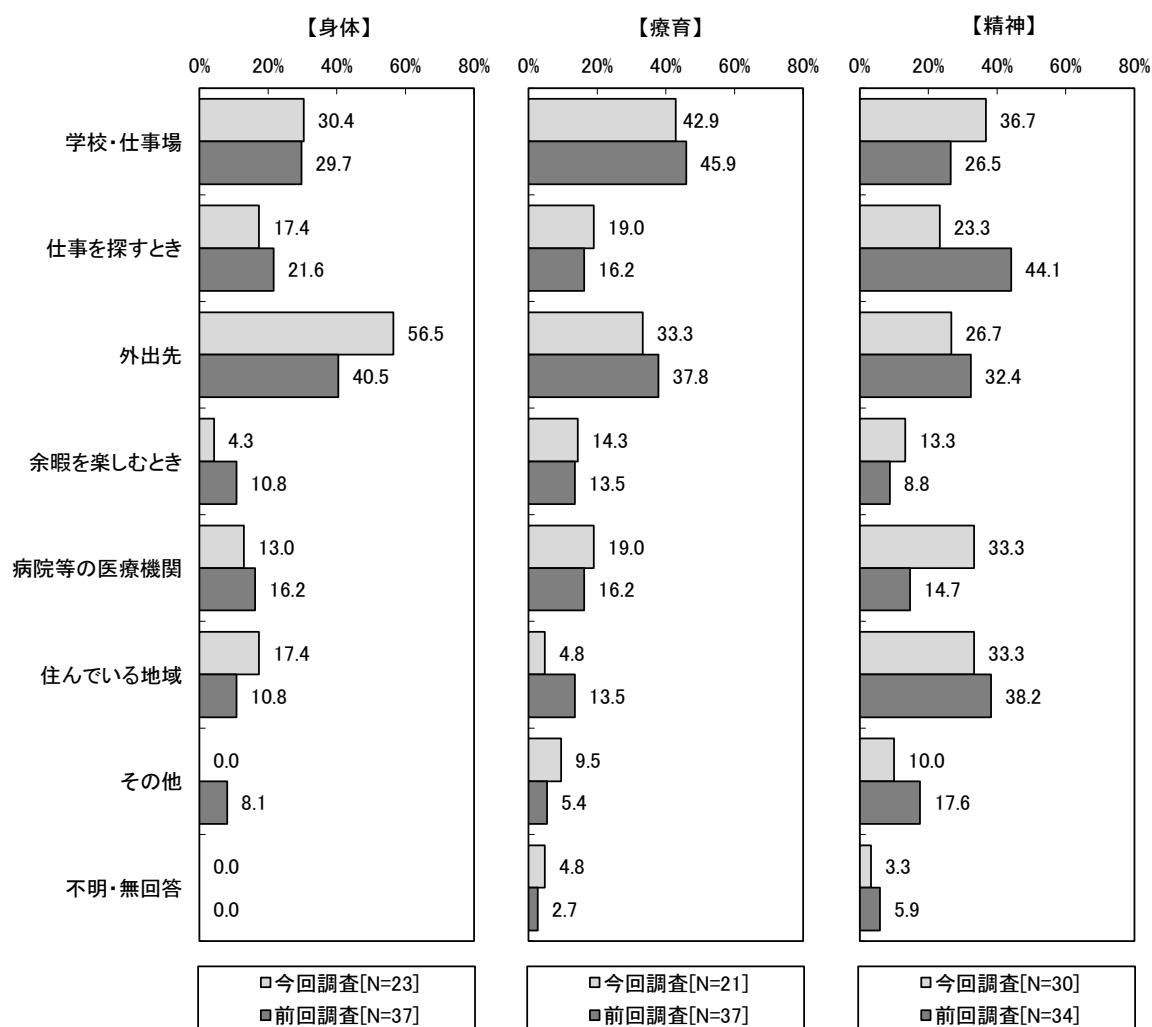


どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについてみると、[身体]では「外出先」が56.5%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が30.4%となっています。

[療育]では「学校・仕事場」が42.9%と最も多く、次いで「外出先」が33.3%となっています。[精神]では「学校・仕事場」が36.7%と最も多く、次いで、「病院等の医療機関」、「住んでいる地域」がともに33.3%となっています。

前回調査と比べると、[身体]では「外出先」での割合が上昇しています。[精神]では「学校・仕事場」、「病院等の医療機関」での割合が上昇し、「仕事を探すとき」での割合は低下しています。

■どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか（複数回答）

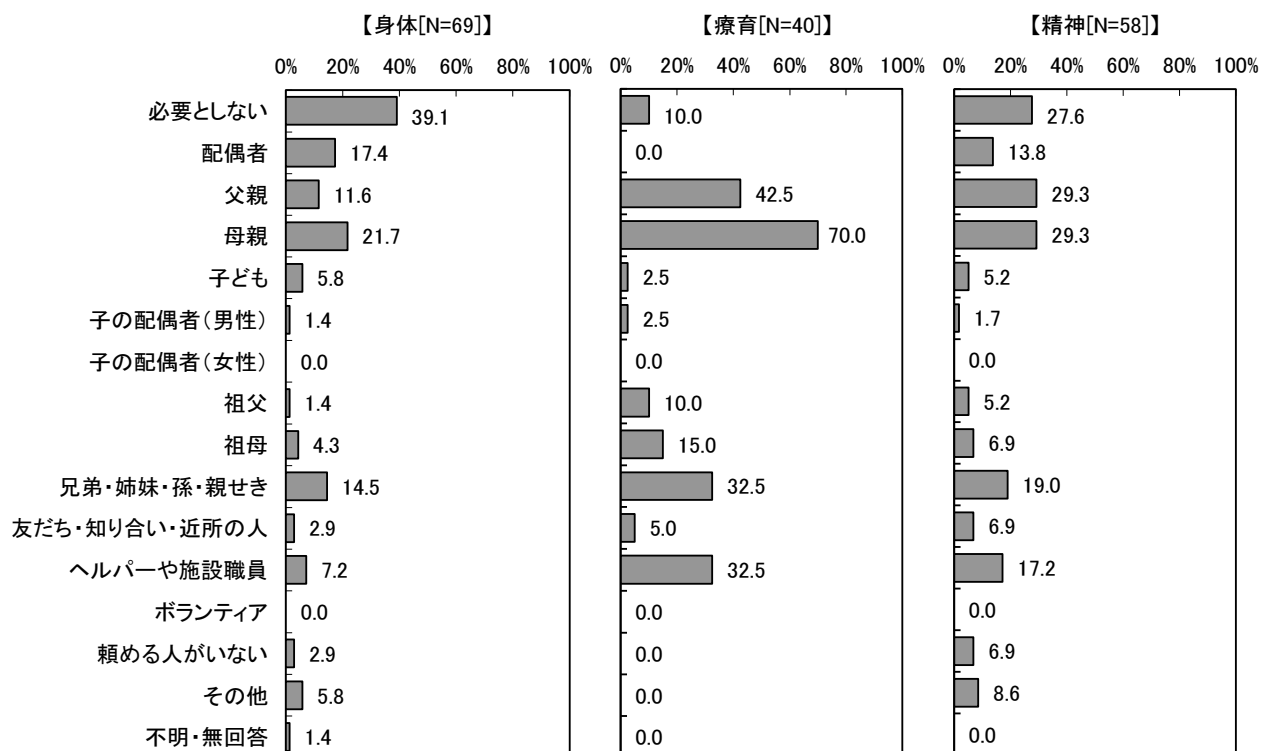




(3) 主な介助者について

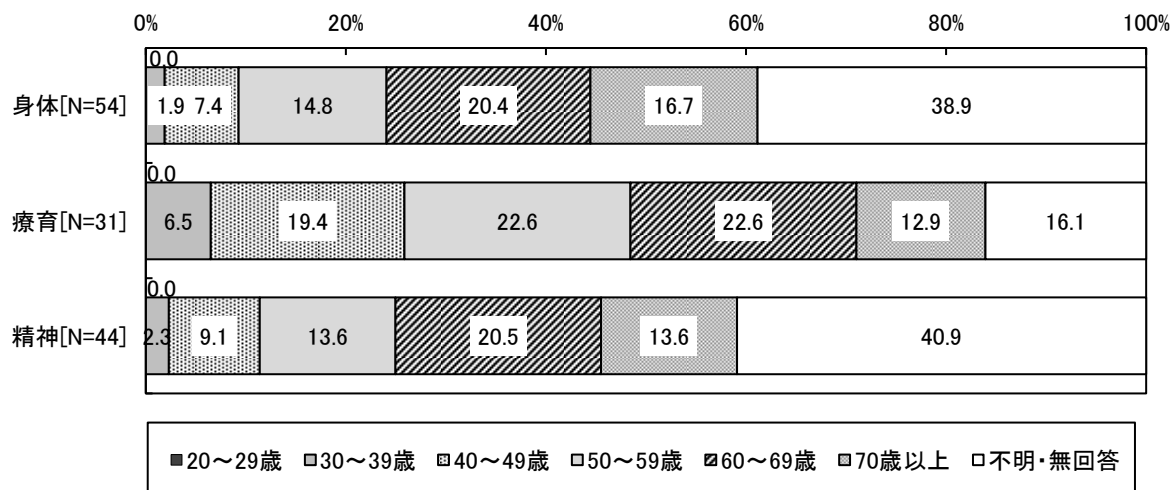
主な介助者についてみると、[身体]では「必要としない」が39.1%と最も多く、次いで「母親」が21.7%となっています。[療育]では「母親」が70.0%と最も多く、次いで「父親」が42.5%となっています。[精神]では「父親」、「母親」がともに29.3%と最も多くなっています。

■ 主な介助者（日常の生活支援をしてくれる人）はどなたですか（複数回答）



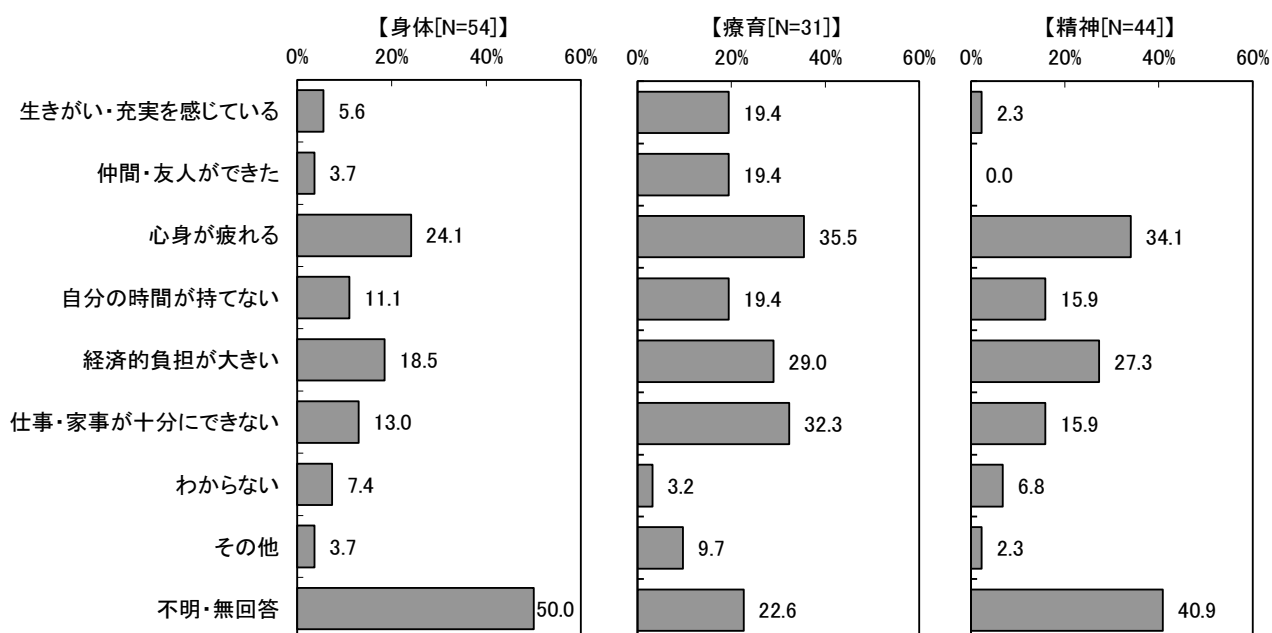
主な介助者の人の年齢についてみると、[身体]では「60～69 歳」が 20.4%と最も多く、次いで「70 歳以上」が 16.7%となっています。[療育]では「50～59 歳」、「60～69 歳」がいずれも 22.6%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 19.4%となっています。[精神]では「60～69 歳」が 20.5%と最も多く、次いで「50～59 歳」、「70 歳以上」がともに 13.6%となっています。

■主な介助者の人は何歳ですか（単数回答）



介助について感じていることについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「心身が疲れる」が最も多く、それぞれ 24.1%、35.5%、34.1%となっています。次いで[身体]、[精神]では「経済的負担が大きい」がそれぞれ 18.5%、27.3%となっています。[療育]では「仕事・家事が十分にできない」が 32.3%となっています。

■介助についてどのように感じていますか（複数回答）





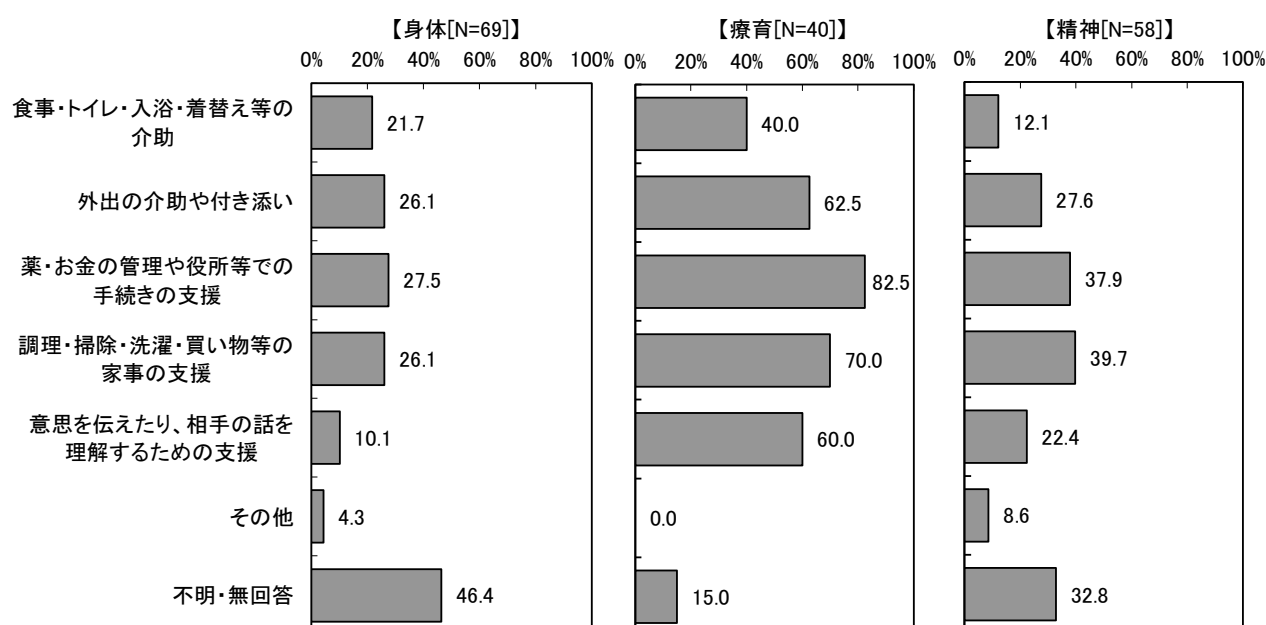
(4) 日常生活での介助や支援について

日常生活でだれかの介助や支援が必要ながあるかについてみると、[身体]では「薬・お金の管理や役所等での手続きの支援」が27.5%と最も多く、次いで「外出の介助や付き添い」、「調理・掃除・洗濯・買い物等の家事の支援」がいずれも26.1%となっています。

[療育]では「薬・お金の管理や役所等での手続きの支援」が82.5%で最も多く、次いで「調理・掃除・洗濯・買い物等の家事の支援」が70.0%となっています。

[精神]では「調理・掃除・洗濯・買い物等の家事の支援」が39.7%と最も多く、次いで「薬・お金の管理や役所等での手続きの支援」が37.9%となっています。

■ 日常生活でだれかの介助や支援が必要ながあります（複数回答）



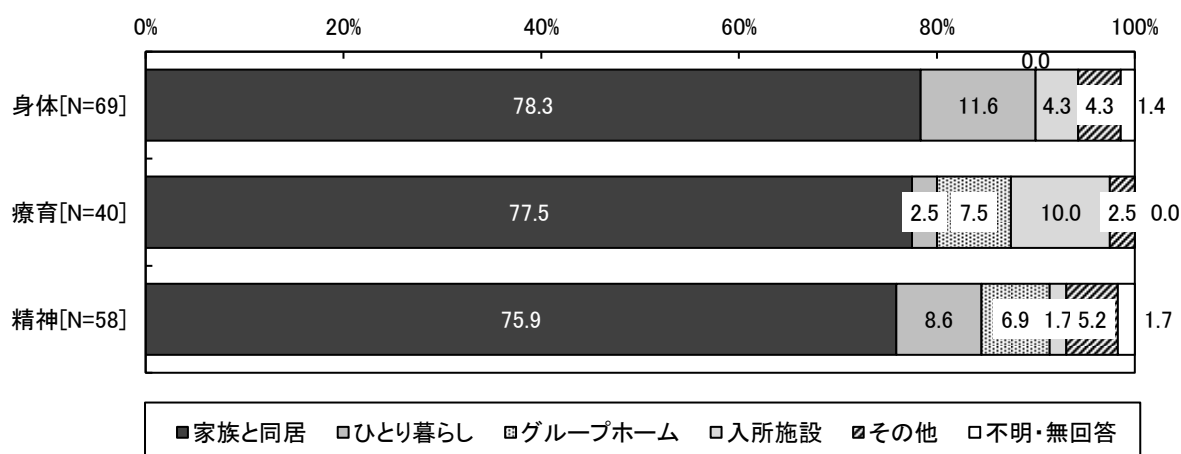


(5) 住まいについて

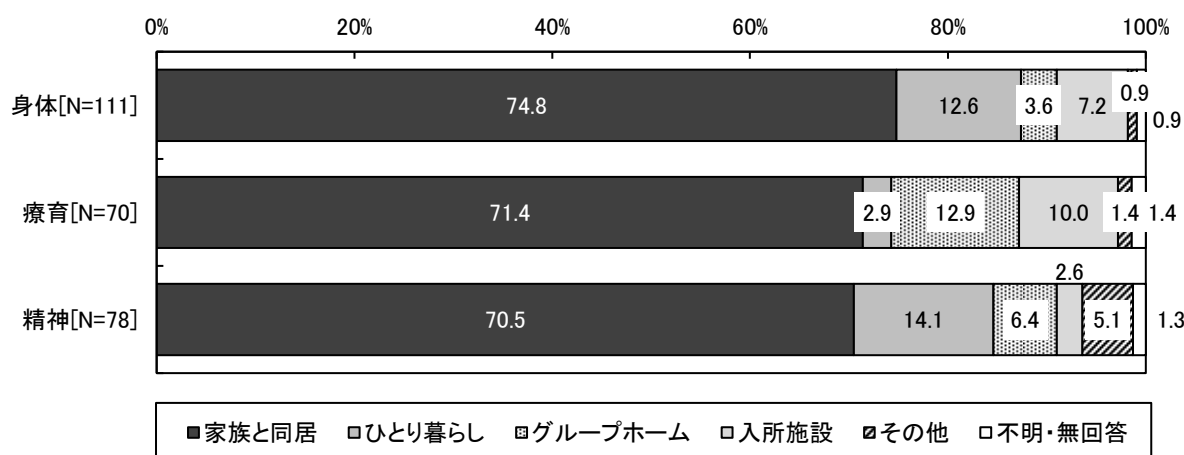
だれと、どこに住んでいるかについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「家族と同居」が最も多く、それぞれ 78.3%、77.5%、75.9%となっています。次いで[身体]、[精神]では「ひとり暮らし」がそれぞれ 11.6%、8.6%となっています。[療育]では「入所施設」が 10.0%となっています。

前回調査と比べると、いずれの手帳所持者も「家族と同居」の割合が上昇しています。

■だれと、どこに住んでいますか（単数回答）



【前回調査】

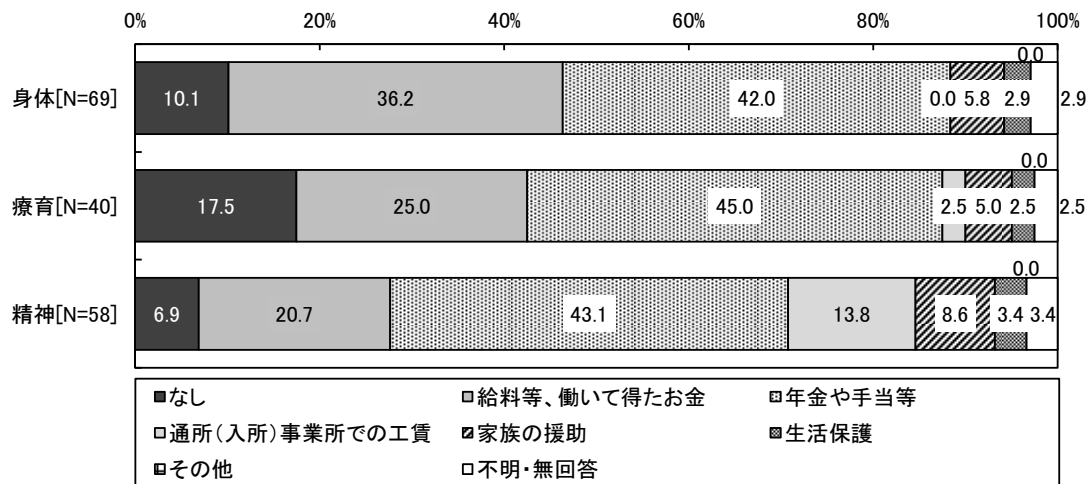




(6) 主な収入について

主な収入についてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「年金や手当等」が最も多く、それぞれ42.0%、45.0%、43.1%となっています。次いで「給料等、働いて得たお金」がそれぞれ36.2%、25.0%、20.7%となっています。

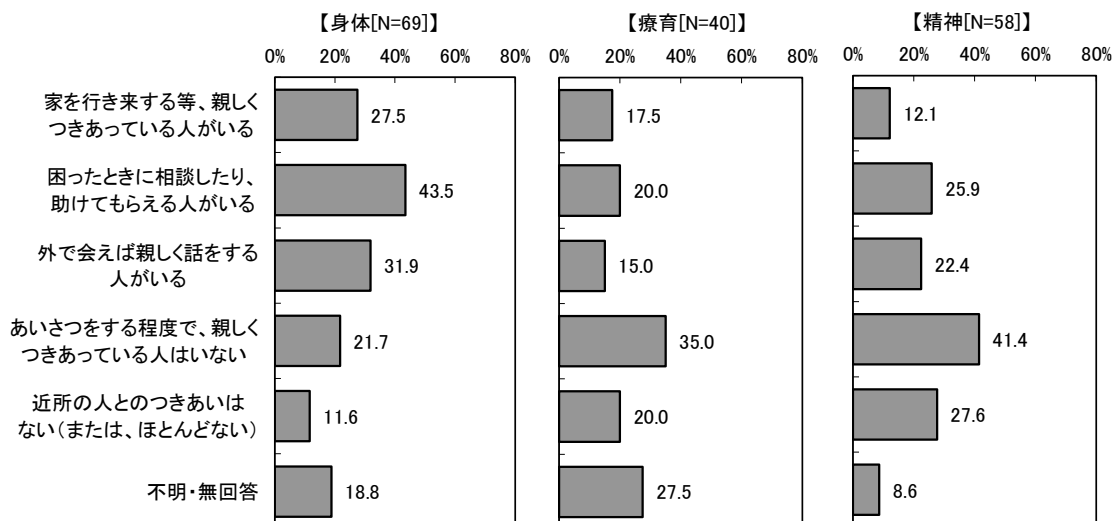
■主な収入はどれですか（単数回答）



(7) 近所づきあいについて

近所の人とどれくらいのおつきあいをしているかについてみると、[身体]では「困ったときに相談したり、助けてもらえる人がある」が43.5%と最も多くなっています。[療育]、[精神]では「あいさつをする程度で、親しくつきあっている人はいない」が最も多く、それぞれ35.0%、41.4%となっています。一方、「近所の人とのつきあいはない(または、ほとんどない)」では、[身体]で11.6%、[療育]で20.0%、[精神]で27.6%と1割台から2割台となっています。

■近所の人とどれくらいのおつきあいをしていますか（複数回答）

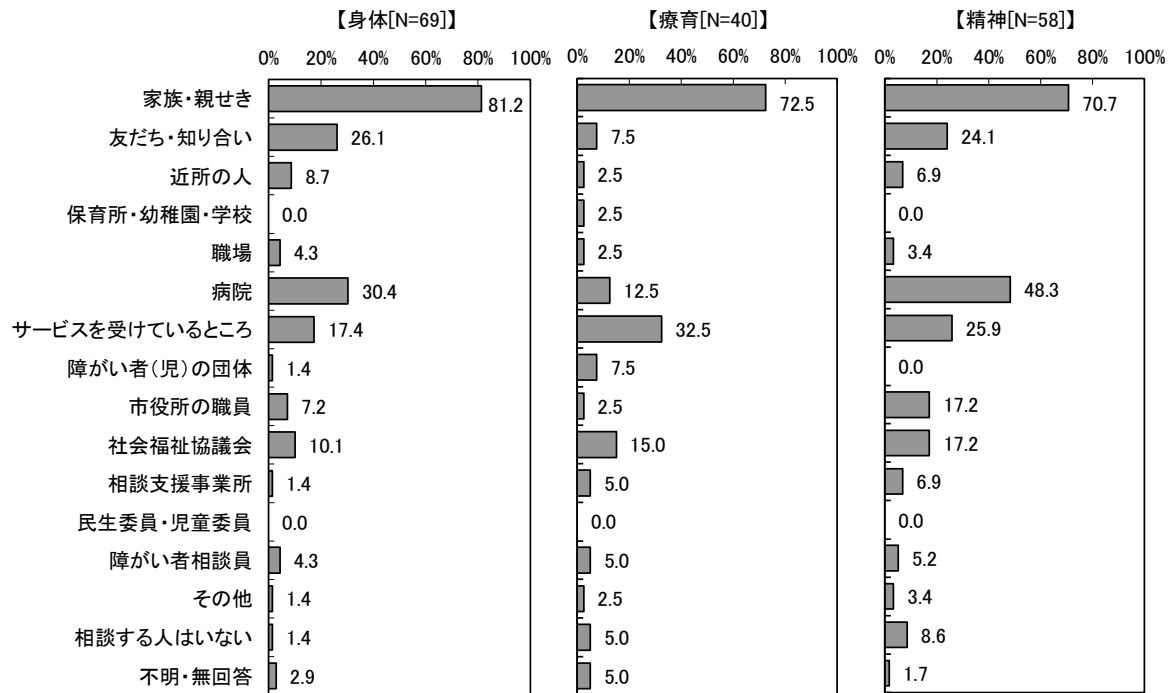




(8) 悩みや困ったことの相談先

悩みや困ったことを相談する相手についてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「家族・親せき」が最も多く、それぞれ 81.2%、72.5%、70.7%となっています。次いで[身体]、[精神]では「病院」がそれぞれ 30.4%、48.3%、[療育]では「サービスを受けているところ」が 32.5%となっています。

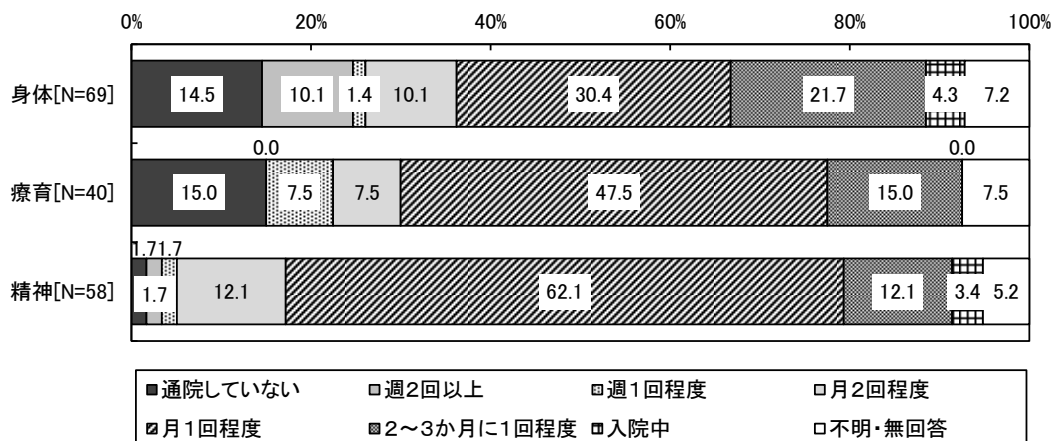
■ 悩みや困ったことを相談するのはだれですか（複数回答）



(9) 通院の状況

通院の頻度についてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「月1回程度」が最も多く、それぞれ 30.4%、47.5%、62.1%となっています。次いで「2～3か月に1回程度」がそれぞれ 21.7%、15.0%、12.1%となっています。[療育]では「通院していない」（15.0%）、[精神]では「月2回程度」（12.1%）も2番目に多くなっています。

■ 現在通院していますか、している場合はどれくらいの頻度で通院していますか（単数回答）

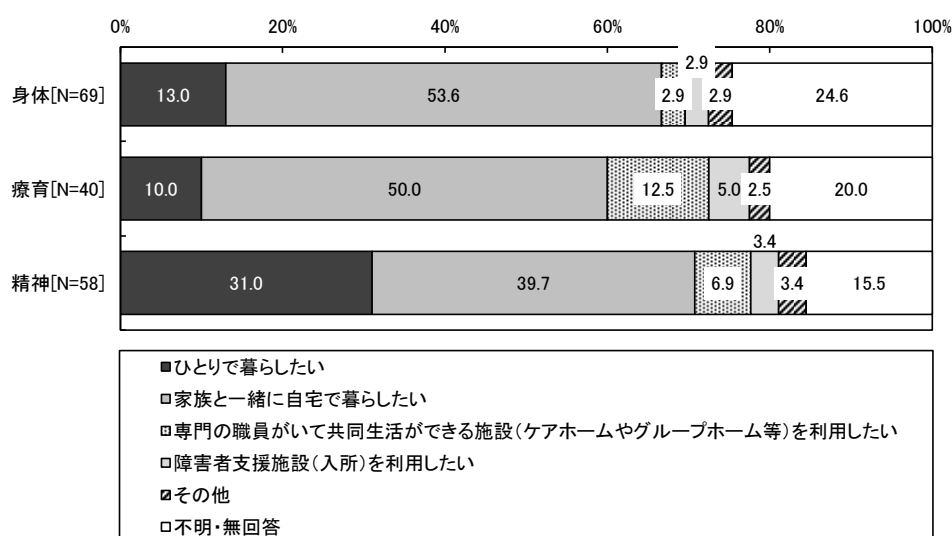




(10) 今後の生活について

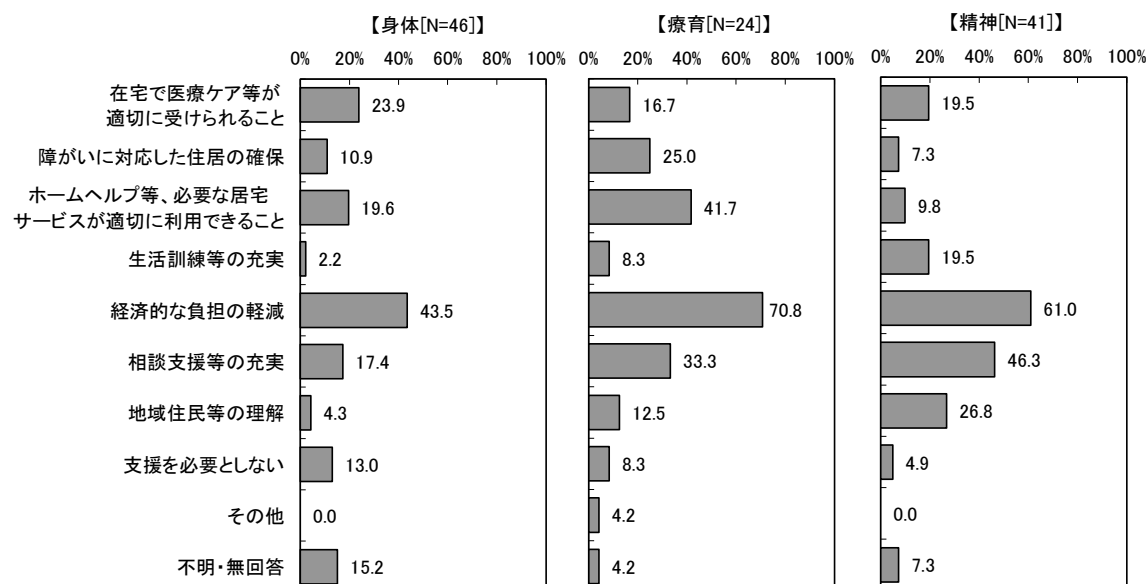
今後どのように暮らしたいと思うかについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も多く、それぞれ53.6%、50.0%、39.7%となっています。次いで[身体]、[精神]では「ひとりで暮らしたい」がそれぞれ13.0%、31.0%となっており、[療育]では、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（ケアホームやグループホーム等）を利用したい」が12.5%となっています。

■今後どのように暮らしたいと思いますか（単数回答）



「ひとりで暮らしたい」、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」を選んだ方に、どのような支援があれば良いと思うかについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「経済的な負担の軽減」が最も多く、それぞれ43.5%、70.8%、61.0%となっています。次いで[身体]では「在宅で医療ケア等が適切に受けられること」が23.9%、[療育]では「ホームヘルプ等、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が41.7%、[精神]では「相談支援等の充実」が46.3%となっています。

■どのような支援があれば良いと思いますか（複数回答）

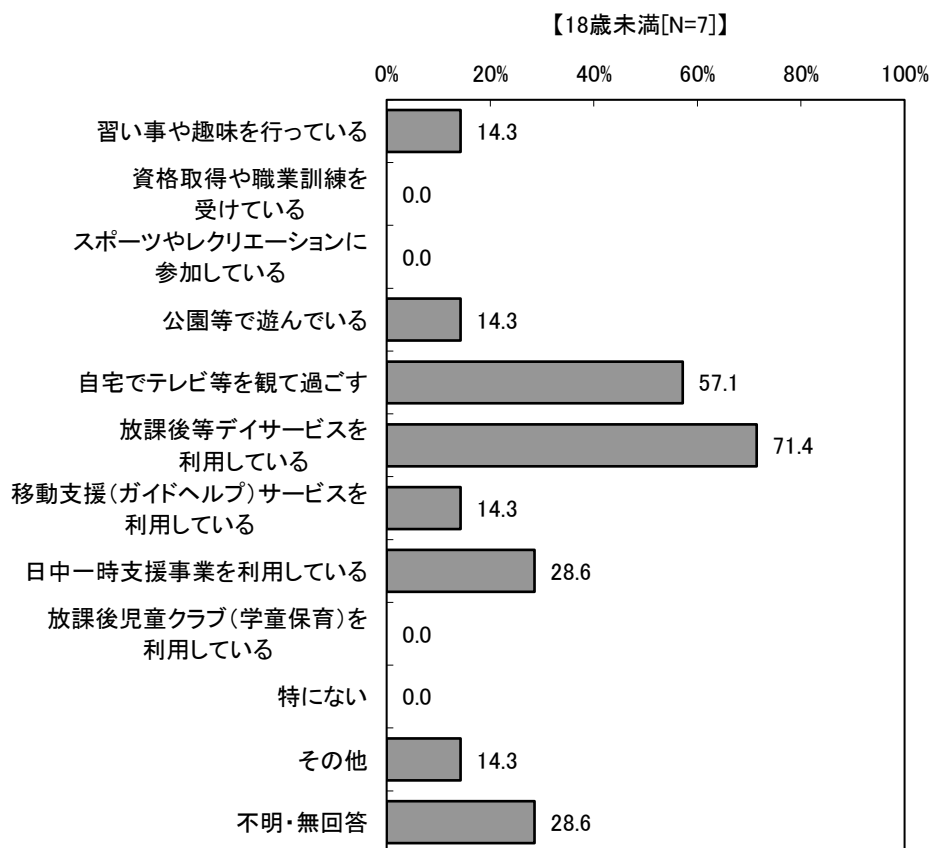




(11) 児童の休暇や放課後の主な過ごし方

18歳未満の人の休暇、放課後の主な過ごし方についてみると、「放課後等デイサービスを利用している」が71.4%と最も多く、次いで「自宅でテレビ等を観て過ごす」が57.1%、「日中一時支援事業を利用している」が28.6%となっています。

■ 休暇、放課後の主な過ごし方について（複数回答）×18歳未満

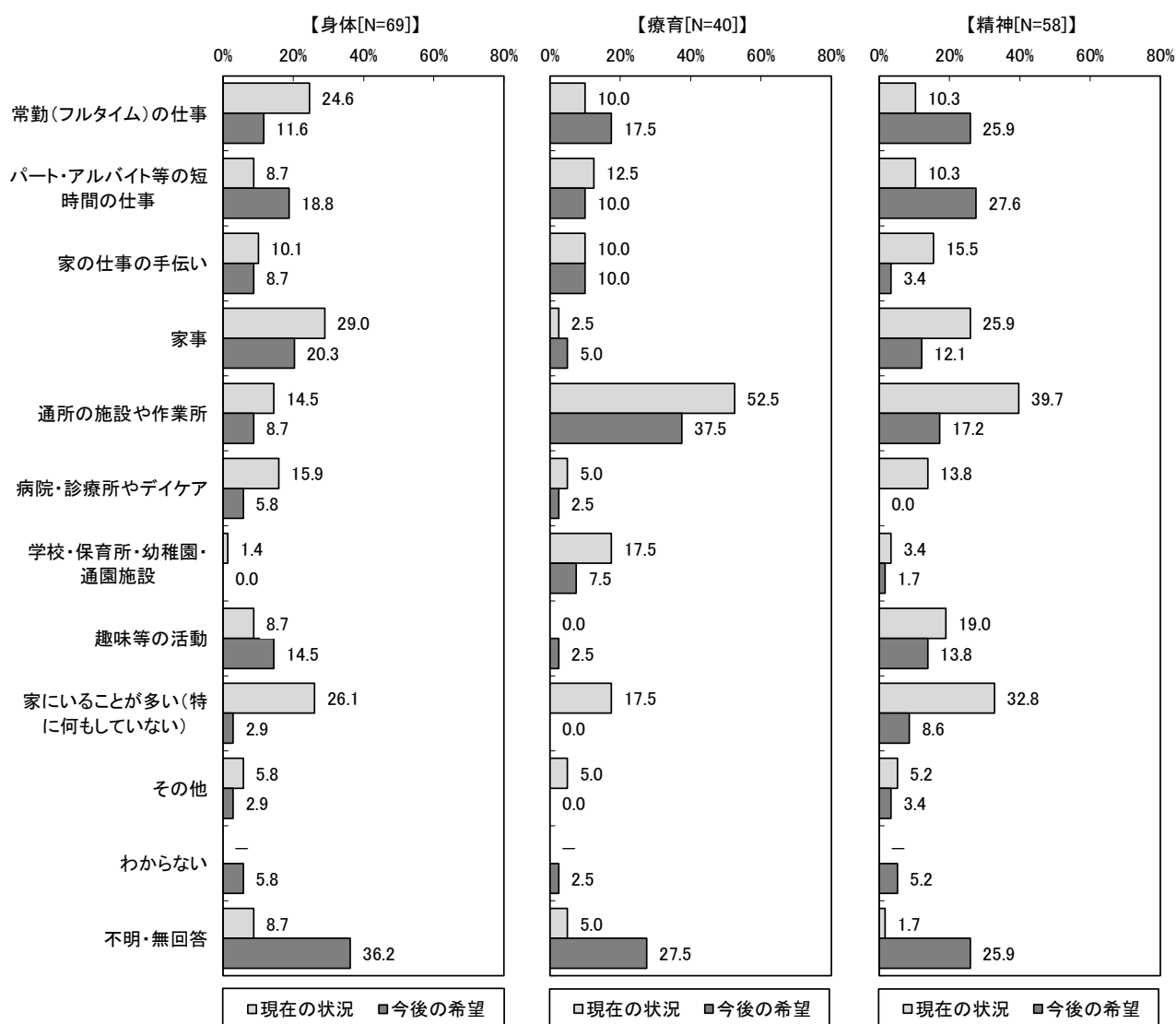




(12) 平日の昼間の過ごし方・今後の過ごし方の希望

平日の昼間の過ごし方についてみると、[身体]では、現在の状況、今後の希望いずれも「家事」が最も多く、それぞれ 29.0%、20.3%となっています。[療育]では、現在の状況、今後の希望いずれも「通所の施設や作業所」が最も多く、それぞれ 52.5%、37.5%となっています。[精神]では、現在の状況は「通所の施設や作業所」が 39.7%と最も多く、今後の希望は「パート・アルバイト等の短時間の仕事」が 27.6%と最も多くなっています。

■ 普段の平日の昼間は何をしていますか、また今後はどのように過ごしたいですか（複数回答）

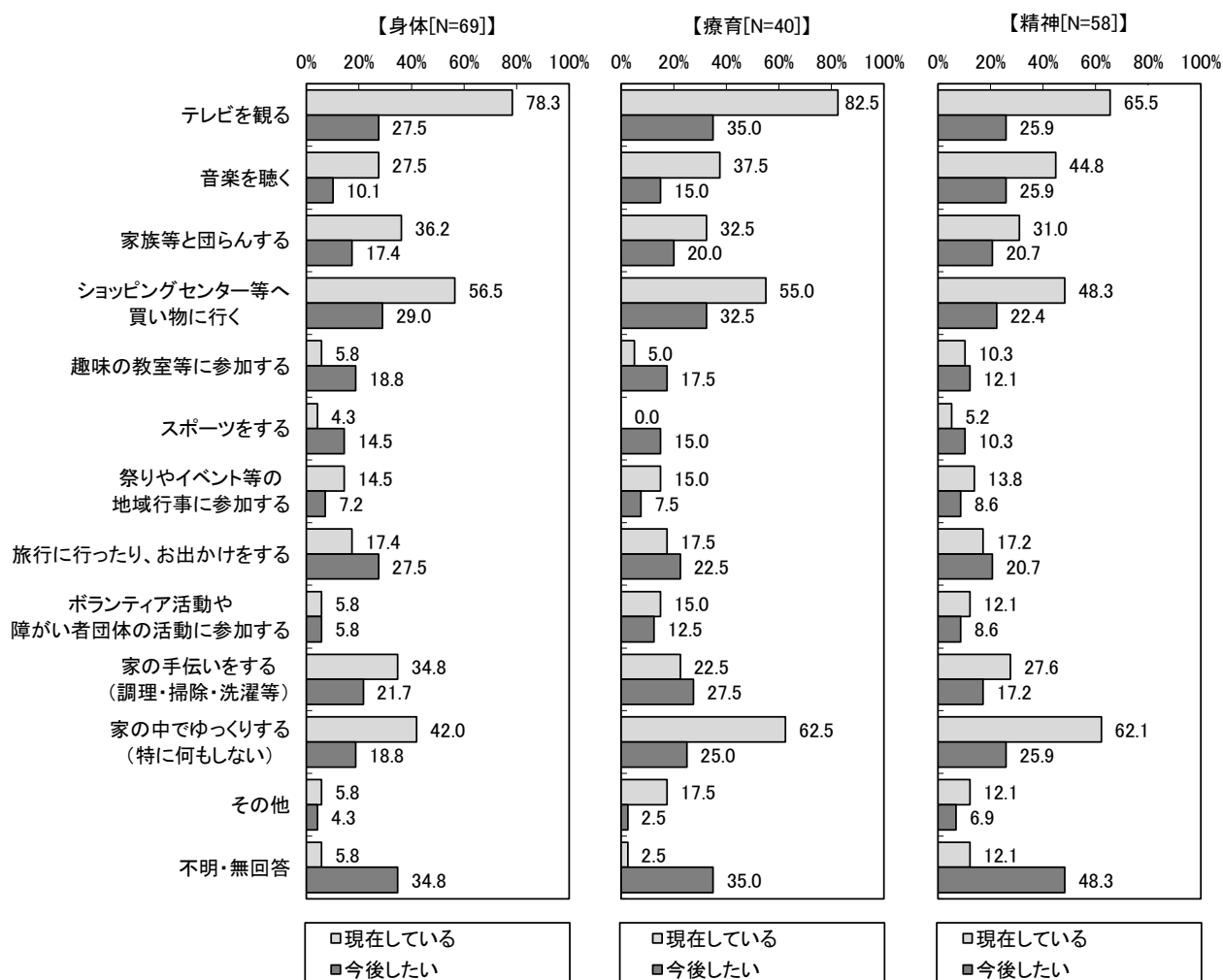




(13) 休みの日等の過ごし方・今後の過ごし方の希望

休みの日等の過ごし方についてみると、[身体]では、現在は「テレビを観る」が 78.3%と最も多く、今後は「ショッピングセンター等へ買い物に行く」が 29.0%と最も多くなっています。[療育]では、現在、今後ともに「テレビを観る」が最も多く、それぞれ 82.5%、35.0%となっています。[精神]では、現在は「テレビを観る」が 65.5%と最も多く、今後は「テレビを観る」、「音楽を聴く」、「家の中でゆっくりする（特に何もしない）」がいずれも 25.9%と多くなっています。

■ 休みの日等はどのようなことをして過ごしていますか、また今後はどのように過ごしたいですか
(複数回答)



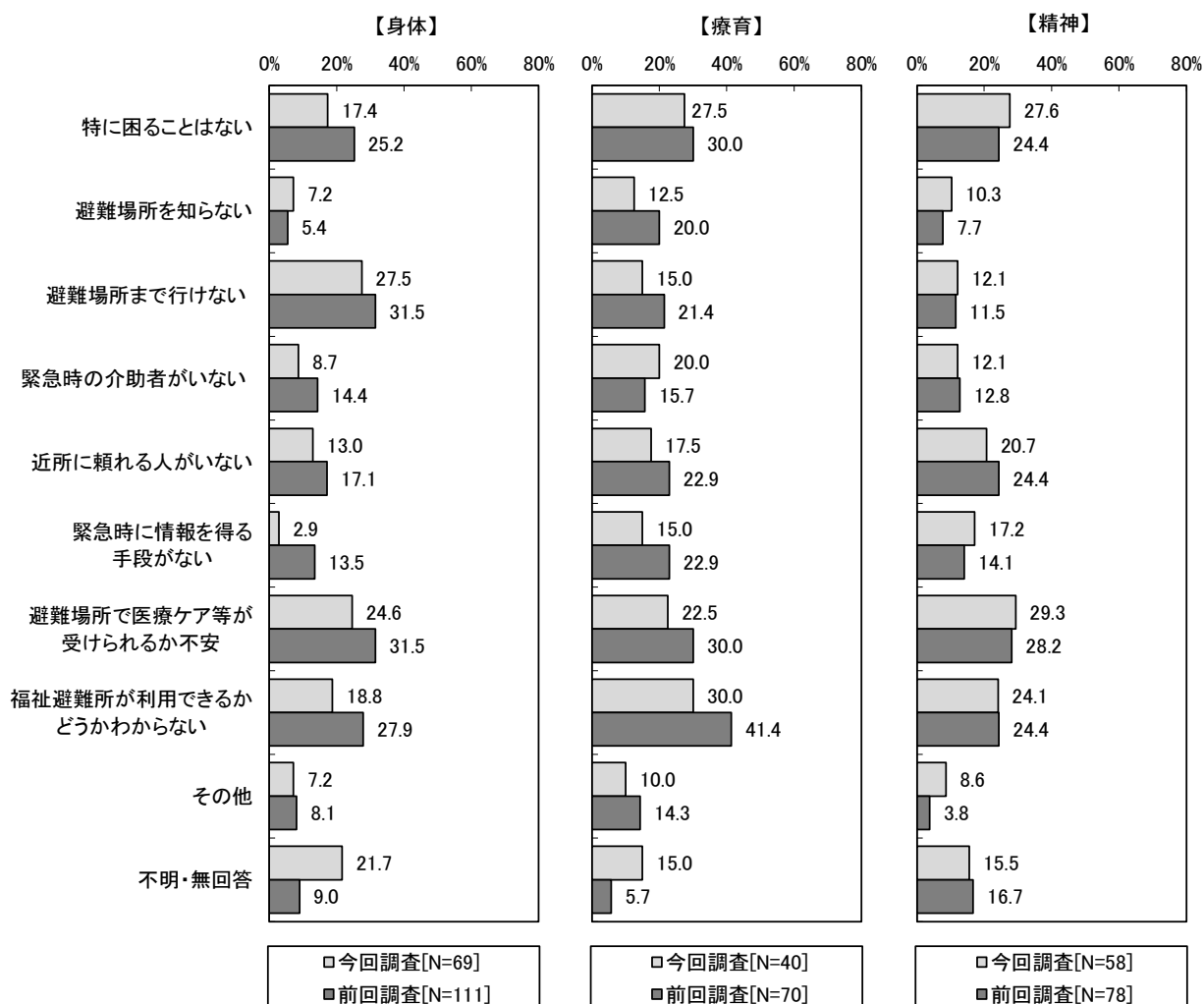


(14)地震等、災害のときに困ること

地震等、災害のときに困ることについてみると、[身体]では「避難場所まで行けない」が27.5%と最も多く、次いで「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」が24.6%となっています。[療育]では「福祉避難所*が利用できるかどうか分からない」が30.0%と最も多く、次いで「特に困ることはない」が27.5%となっています。[精神]では「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」が29.3%と最も多く、次いで「特に困ることはない」が27.6%となっています。

前回調査と比較すると、[身体]、[療育]はともに困ることについての割合は概ね減少していますが、[身体]では「避難場所を知らない」、[療育]では「緊急時の介助者がいない」の割合が上昇しています。[精神]では「避難場所を知らない」、「緊急時に情報を得る手段がない」等の割合が上昇しています。

■地震等、災害のときに困ることは何ですか（複数回答）

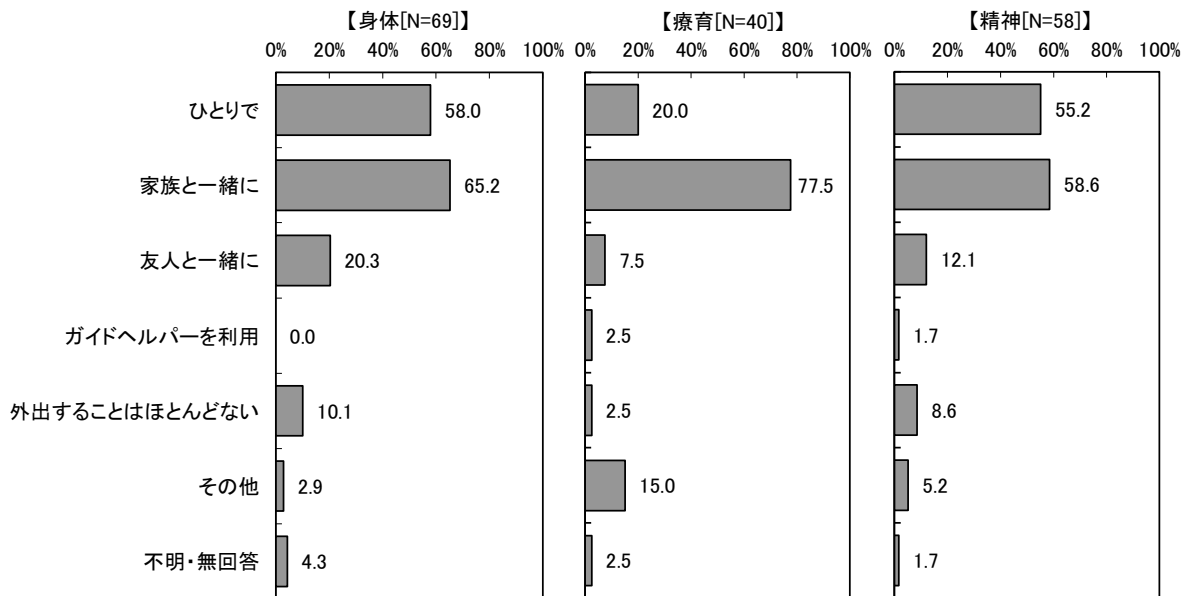




(15) 移動について

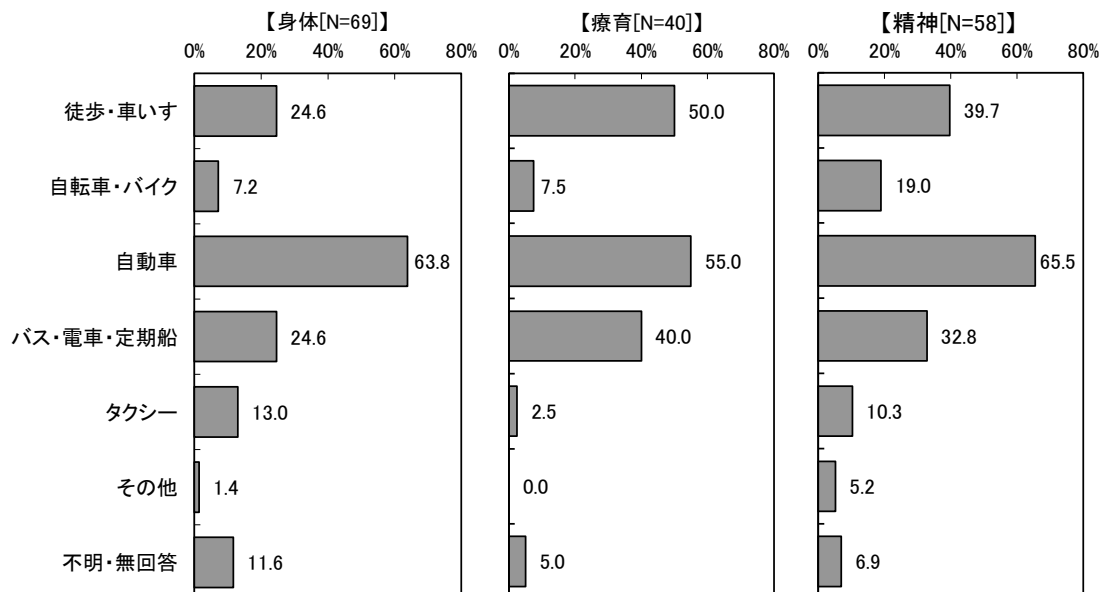
普段、外出するときはだれと出かけるかについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「家族と一緒に」が最も多く、それぞれ 65.2%、77.5%、58.6%となっています。次いで「ひとりで」がそれぞれ 58.0%、20.0%、55.2%となっています。

■ 普段、外出するときはだれと出かけますか（複数回答）



普段、外出する際に利用する手段についてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「自動車」が最も多く、それぞれ 63.8%、55.0%、65.5%となっています。次いで[身体]では「徒歩・車いす」、「バス・電車・定期船」がいずれも 24.6%となっています。[療育]、[精神]では「徒歩・車いす」がそれぞれ 50.0%、39.7%となっています。

■ 普段、外出する際に利用する手段は何ですか（複数回答）

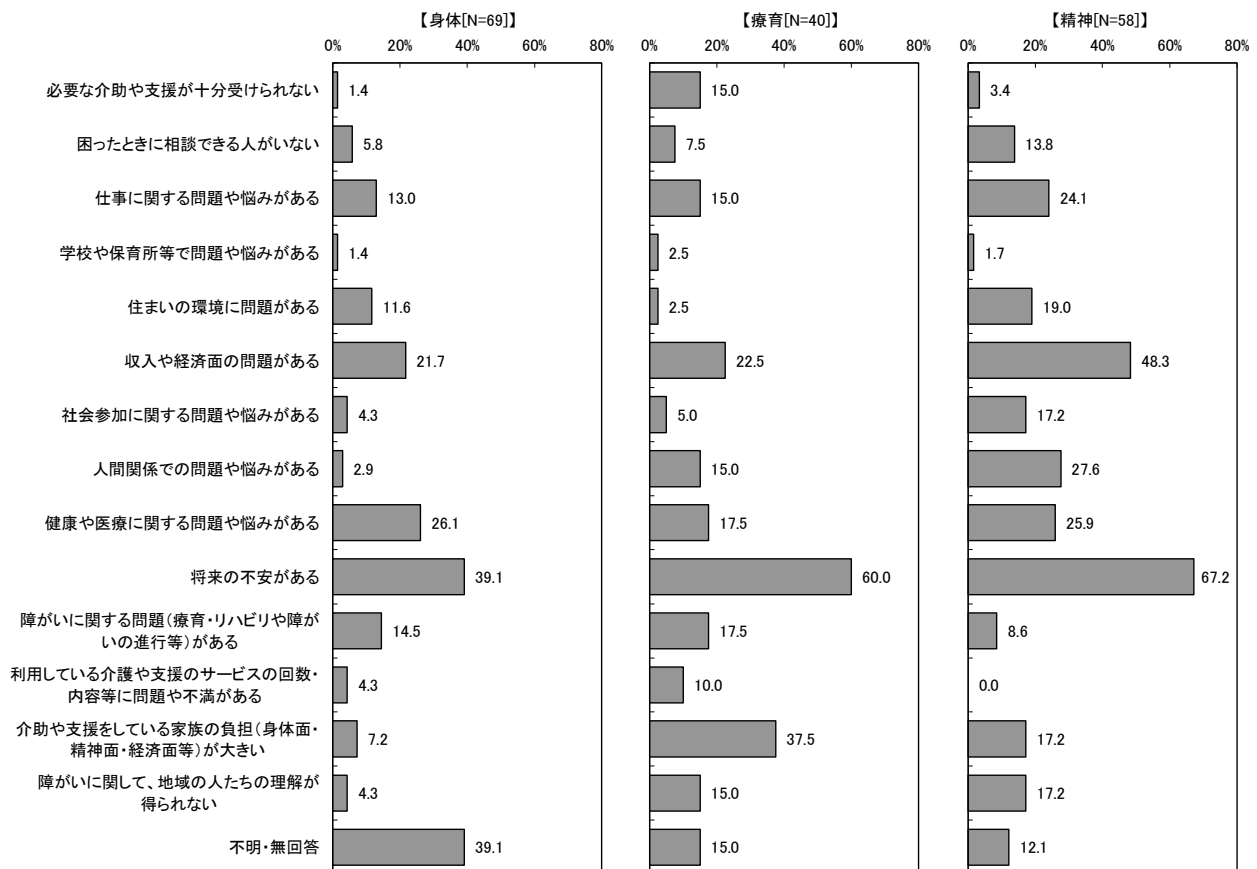




(16) 生活の中で困っていることや不安なこと

現在の生活の中で困っていることや不安なことについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「将来の不安がある」が最も多く、それぞれ 39.1%、60.0%、67.2%となっています。次いで[身体]では「健康や医療に関する問題や悩みがある」が 26.1%、[療育]では「介助や支援をしている家族の負担（身体面・精神面・経済面等）が大きい」が 37.5%、[精神]では「収入や経済面の問題がある」が 48.3%となっています。

■現在の生活の中で困っていることや不安なことがありますか、具体的にはどんなことですか (複数回答)

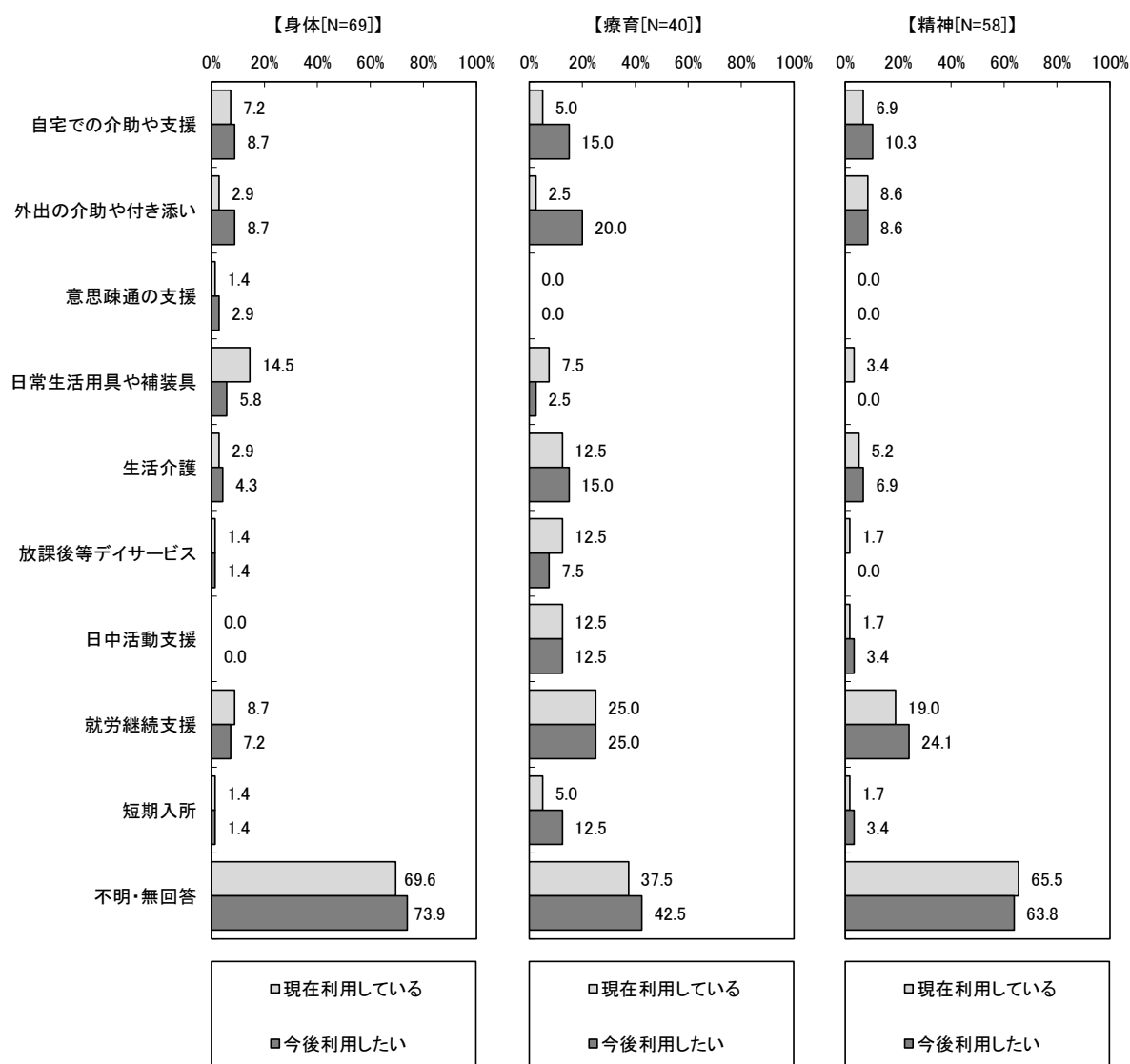




(17) サービスの利用状況と今後の利用希望

介助や支援のサービスの利用状況、利用意向についてみると、[身体]では現在利用しているサービスは「日常生活用具や補装具」が 14.5%と最も多くなっています。今後利用したいサービスは「自宅での介助や支援」、「外出の介助や付き添い」がいずれも 8.7%と最も多くなっています。[療育]では現在利用している、今後利用したいサービスともに「就労継続支援」が最も多く、いずれも 25.0%となっています。[精神]においても、現在利用している、今後利用したいサービスともに「就労継続支援」が最も多く、それぞれ 19.0%、24.1%となっています。

■ 次の介助や支援のサービスを利用していますか。また、今後利用したいですか（複数回答）

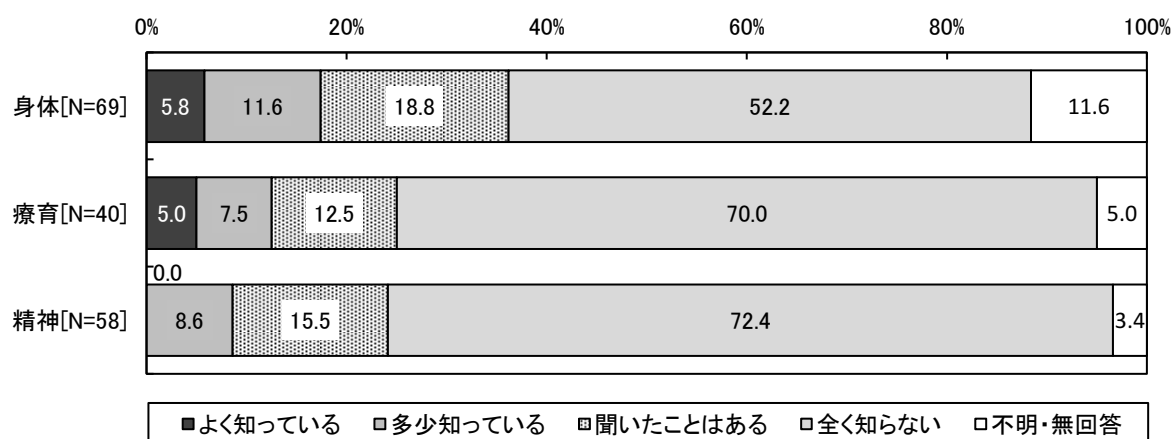




(18) 障害者差別解消法について

障害者差別解消法を知っているかについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「全く知らない」が最も多く、それぞれ52.2%、70.0%、72.4%となっており、次いで「聞いたことはある」がそれぞれ18.8%、12.5%、15.5%となっています。

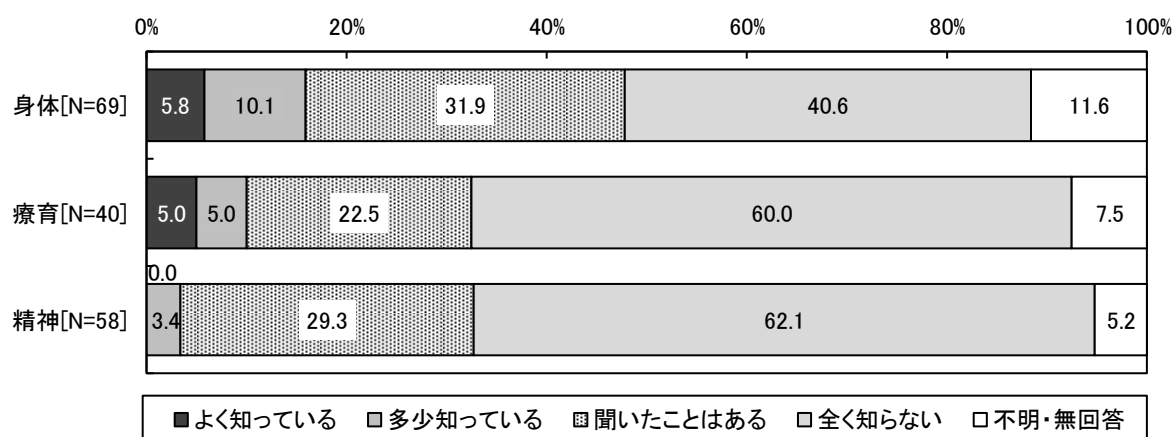
■ 障害者差別解消法について知っていますか（単数回答）



(19) 障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法を知っているかについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「全く知らない」が最も多く、それぞれ40.6%、60.0%、62.1%となっており、次いで「聞いたことはある」がそれぞれ31.9%、22.5%、29.3%となっています。

■ 障害者虐待防止法について知っていますか（単数回答）

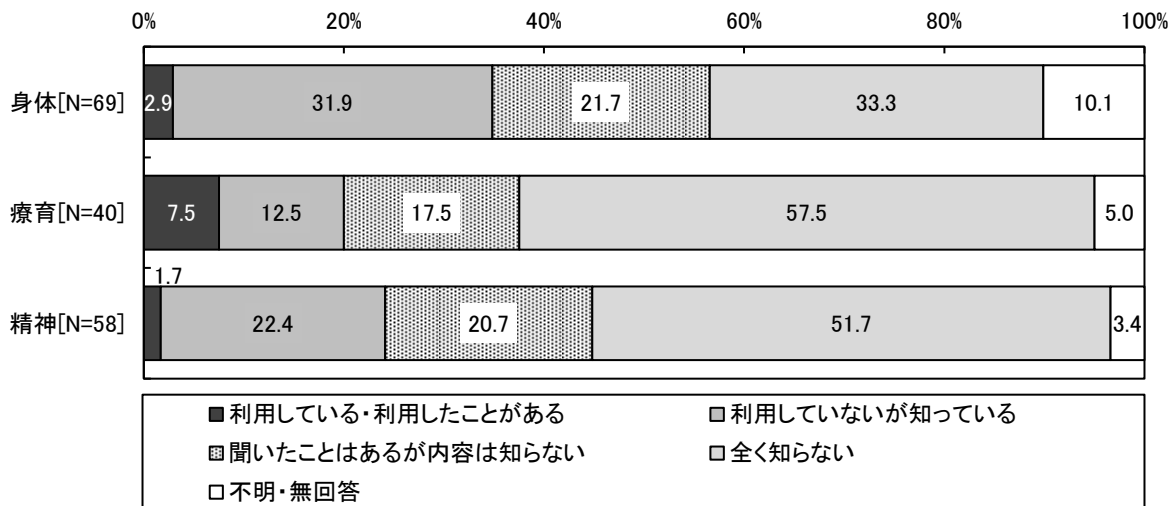




(20) 成年後見制度について

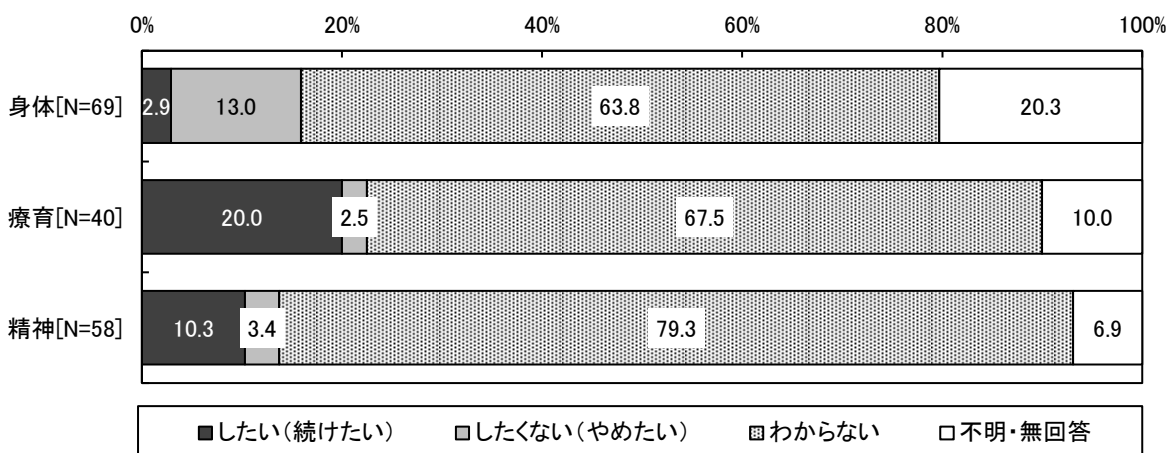
成年後見制度を知っているかについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「全く知らない」が最も多く、それぞれ 33.3%、57.5%、51.7%となっています。「利用している・利用したことがある」の割合が最も高いのは[療育]で 7.5%となっています。「利用していないが知っている」の割合が最も高いのは[身体]で 31.9%となっています。

■ 成年後見制度について知っていますか（単数回答）



成年後見制度を利用したいかについてみると、[身体]、[療育]、[精神]のいずれも「わからない」が最も多く、それぞれ 63.8%、67.5%、79.3%となっています。「したい（続けたい）」の割合が最も高いのは[療育]で 20.0%となっています。

■ 成年後見制度を利用したいと思いますか（単数回答）





(21) 自由回答について

	自由回答
障がい者福祉政策の意見・充実・要望	・福祉サービスはとても良いと思う。 ・障がいのある人に住み良い町にして欲しい。 ・障がいのある人には住みにくい町である。 ・もっと生活に役だつ福祉サービスや制度等を増やして欲しい。 ・自立支援または障害者手帳を持っていて、障害年金を受けてない人の就労支援を積極的、明確にして欲しい。 ・本人が理解できることが少ない。 ・家族がすべてフォローする必要がある。 ・将来は、障害者支援施設に入れて欲しい。 ・自分がひとりになった時、同じような境遇の人たちと一緒に楽しく過ごしたい。 ・障がいのある人が活躍できる場を設けてもらえると、皆自信がつくかも知れない。 ・ヘルパーさんの教育を指導して欲しい。 ・作業所への送り迎え（通所にあわせて選択）して欲しい。 ・人工呼吸器を使用しているが、停電における補助電源の有無が生命の維持に関わるため、検討、協議して欲しい。 ・子どもたちへの福祉支援は充実していると思うが、大人に対してはどのようなものがあるのかわからず、相談できる人もいない。 ・精神障害者 3 級でも、受けられるサービスが少なすぎる。 ・2 級であっても経済的支援を手厚くしていただければ助かる。 ・パソコン教室、楽器演奏、伊勢型紙を教えて欲しい。 ・婚活をして欲しい。 ・放課後等デイサービスを週 2 回利用しているが船代がかかりすぎる。（離島） ・船内介助等利用したいが、経済的負担が大きく利用できない。（離島） ・何か子どもにあった時に安心して過ごすことができない。（離島） ・離島住まいなので、定期船の乗り降りが少し不自由になった場合や、（肢体不自由なので）中度、重度になった時に、どうなるのかと思う。（離島）
窓口の要望	・手続きする用事で市役所でたらい回しにされる。 ・悩み相談に応じてくれないことがある。 ・窓口をもっと声かけやすい窓口にして欲しい。 ・人と話すことが苦手なため、ためらいそうになることがある。

	自由回答
生活環境	・道が悪い（電動車イスで通る場合）。 ・避難場所が遠い。 ・電車やバスを利用して、映画館や買い物に行けるようにして欲しい。 ・市の車の指定場所まで行けないため少し不安になる。 ・連絡したら家の前まで来てくれるサービスがあったらいいと思う。 ・障がい者用の駐車スペースを、どこでも販売している車イスステッカーを貼った車が使用しているが、まったく意味の無いステッカーだということを周知して欲しい。むしろ販売をやめて欲しい。悪用する人もいる。ミラーに吊すシンボルマークのプレートを徹底して本当に必要な人が使える様にして欲しい。
障がい理解の拡大	・目にみえない障がいを受け入れてもらうためには、自らの努力とともに周りの理解も必要だと日々感じている。 ・理解者や発達障がい*についての知識を得てくれる人々が増えたと感じている。 ・自分が障がいのある人のため、兄弟の結婚問題等に迷惑をかけている等をつらく思っている。 ・障がいのある人としての立場もあり、他者とのコミュニケーションがなかなかとれず、距離を置いてしまう。 ・障がいに対する思いや考え方を市民トーク、各種団体等の集いの時等に広めていって欲しい。
就労	・障がい者雇用で健常者と同じように働いていても、やはり差別を感じることが多い。 ・定年になってからも障がいのある人が働けるところがあるかどうか不安。 ・体の調子が良くなれば仕事をしたい。 ・一般就労をめざしているが、まだまだ市内では障がいのある人と一般では差がありすぎると思う。 ・重い障がいであっても、働けるところがあれば働きたい。 ・仕事をする場所は多いほうが良いと思う。 ・就労支援を受けようとするが、本人が当日になると逃げてしまうため、自宅まで来てもらえるような支援があれば良いと思う。
経済的困窮	・老齢年金がもらえるまでが不安。 ・経済的に苦しい家庭に援助をして欲しい。 ・今は障害年金にて生活をしているが、ガソリンの高騰や消費税率が上がったことにより、生活が難しくなり思っていることができない現状。 ・現在は施設でお世話になっているが、障がいの程度が重度になった場合、施設も変わっていく上に、高額となるため障害年金だけでは入所も不安である。安心できる方法が知りたい。 ・生活面での自立をしたいが、経済面の不安からできない。 ・金銭面に不安なく自由に生活がしたい。

	自由回答
将来への不安	・この先、自分が1人になった時のことを思うとすごく不安である。 ・現在施設で生活しているが、親が高齢になり亡くなった後、色々な手続きが自分ではできないので心配。 ・人生の最後まで看取ってくれる施設が欲しい。本人の父母が年をとっているなのでこの後が不安。 ・自分の将来と子どもの進学に不安がある。 ・両親に、私の先行きを見届けて欲しいと思う。 ・経済的なことや将来への不安等はある。
感謝	・市、市職員、施設、病院等の皆様、全員にお世話になっている。 ・職員さんや、通っている方々もやさしく、親切にしてくれると楽しみに通っている。
その他	・アンケートのお陰で、自分の立場が再理解できて安心した。 ・アンケートのお陰で、自分の思いが伝わり、うれしく思う。 ・集いの会で交流を持ち、他市県や独立行政法人機構の支援について聞くことができている。日常行動範囲が狭いが、集いの場で色々な体験ができとてもありがたく思っている。

第3節 ヒアリング結果について

(1) ヒアリング調査実施概要



1 調査の目的

本計画の策定資料として、障がい当事者団体、障がい福祉サービス事業所での要望、意見等を把握することを目的に実施しました。

2 調査設計

- 調査対象団体：鳥羽市内の障がい当事者団体、障がい福祉サービス事業所の計 21 団体
- 調査期間：令和2年9月1日（火）～令和2年9月30日（水）
- 調査方法：郵送による配付、回収

3 回収結果

- 21 団体中 13 団体が回答（回収率 61.9%）

(2) 保健・医療について



<主な意見・要望>

- 医療機関での現金支払いの負担をなくして欲しい。
- 通院が困難な障がいのある人が自宅で医師等により医療を受けるシステムが必要。

(3) 療育・教育について



<主な意見・要望>

- 手話に関する勉強会等を開いて欲しい。
- 就学前の早い段階で療育につなげるための仕組みづくりと家族全体を支える仕組みづくりが必要。
- 子どもが頑張らなければいけない療育ではなく、子ども自身が認められる療育が必要。
- 子どもの利用するサービス事業所が市内に少なく、市外に通所すると送迎が家族の負担になる。



(4)雇用・就労について

<主な意見・要望>

- 就労意欲のある人を積極的に支援して欲しい。
- 就労したい障がいのある人やその家族が、スムーズに相談につながる相談体制が必要。
- 雇用については鳥羽市内では職種も少なく、自力通勤が難しいことが多い。
- 地域自立支援協議会を通じて水産業と福祉の連携はできつつあるが、農業と福祉の連携は十分とは言えない。
- 仕事部会の活動や就労移行支援ができたことから、就労へのつながりが以前よりできている。



(5)まちづくりについて

<主な意見・要望>

- 市内の施設や道路等において、バリアフリーに対する整備が足りないように感じる。
- 歩道のない場所も多く、障がいのある人にとって使い勝手の悪いところも多く感じる。
- 駐車場の障がい者専用のスペースに、色を塗って欲しい。
- 車イス利用者でも予約なしで公共交通機関を利用できるようにして欲しい。



(6)社会参加について

<主な意見・要望>

- 若い利用者の参加が進んでいない。
- イベントによっては、関係者の参加が多く、一般市民の参加が多いとは言えない。
- スポーツ等、体を動かすことができ、だれでも気軽に参加できるウォーキング等を企画して欲しい。
- 障がいのある人やその家族が安心して公共施設や交通機関等を気兼ねなく利用できるように、市民の意識づくりをして欲しい。



(7)相談について

<主な意見・要望>

- サービスについてわかりやすくして欲しい。
- 相談を受けることに敷居の高さを感じている人もいるため、気軽に相談を受けることができる啓発等が必要。
- 外部と接触しにくい事情のある人に、積極的にアウトリーチできるような相談機関を増やして欲しい。

(8) 新型コロナウイルスについて



<主な意見・要望>

- 新型コロナウイルス対応として、保健センターにおいて、聴覚に障がいのある人に対し説明をする場合、筆談、手話通訳者等による説明が受けられるようにして欲しい。
- 情報提供をする場合は、団体にメールを送り集約した方が良い。
- 新型コロナウイルスの影響で収入が減り、雇用人数を増やすことができていない。
- コロナウイルスの感染拡大を受けて、社会参加の場が少なくなっている。
- 利用者が減少し、売上げの減少等の影響が生じた。
- 地元保育所や、学校、ボランティアとの交流ができない。

(9) 障がいのある人の福祉サービスの利用や日常生活等において感じていることについて



<主な意見・要望>

- 日曜日や祝日に利用できるサービスが少ない。
- 事業所への見学・体験、また短期入所利用時の送迎をして欲しい。
- 福祉サービスの情報を充実して欲しい。
- グループホームの整備の必要性も感じるが、現実問題として職員の確保が難しい。
- インフォーマルな余暇支援を進める方法があれば、幅の広い生活を営むことが可能であり、地域で豊かな生活を進める手段になると思う。
- 入所せずに地域で生活する障がいのある人は、使えるサービスが少なく、我慢を強いられているように感じる。

(10) 障がい者福祉施策の展開を進める上で、特に重点的に取り組むべき課題について



<主な意見・要望>

- 高齢者だけではなく、若い人達に来てもらえるような指導が必要。
- 余暇支援の充実が不可欠であるが、本人のニーズにあった内容やスタッフの確保等、課題も多い。
- 障がいのある人とその家族が、肩身の狭い思いをしないように、理解を進めていく取り組みが必要。
- サービスの手厚さや対応の丁寧さが重要。
- 必要な人に必要なサービスが受けられるようにして欲しい。
- 施設利用が（年齢超過利用者多数のため）できないことを解消して欲しい。
- 緊急に短期入所等が必要になった際、市内のグループホームでは身体障がいのある人の受け入れが難しい。



(11) 団体が活動するにあたっての課題や問題点について（選択回答）

<主な意見・要望>

- 新規メンバーの加入が少ない。（6件）
- メンバーに世代等の偏りがある。（4件）
- 活動メンバーの専門性が不足している。（2件）
- 役員のなり手がいない。（2件）
- メンバーが仕事・家事等で忙しい。（1件）
- 活動がマンネリ化している。（1件）
- 活動資金が不足している。（1件）
- 障がいのある人のニーズにあった活動ができていない。（1件）
- 他の団体と交流する機会が乏しい。（1件）
- 人手不足。（1件）



(12) 今後の団体の方向性(力を入れて取り組んでいきたいこと)等について

<主な意見・要望>

- 障がいのある子どもたちが健やかに成長し地域で自立できる力を付けていく発達支援。
- 専門性の向上により、安心して相談してもらうことができる体制づくりへの取り組み。
- 手話言語条例を設けるように進んでいきたい。
- 小・中学校等、公共の場において手話の講習会を開くようにしたい。
- 手話サークルに加入者が増えるように呼び掛けたい。
- 売上向上を図り、障がい者雇用を増やすため、6次産業に力を入れていきたい。
- ネット販売で非対面型の販売を進めたい。
- 就労継続支援B型における工賃をアップするため、新たな作業を創出したい。
- 共同生活援助事業による、地域での交流の機会を増やしたい。
- 新規利用者の獲得とコスト削減を行いたい。



(13) 計画策定に対するご意見について

<主な意見・要望>

- 病院へ通院のためのコミュニティバスの運行を考えて欲しい。

第4節 障がい福祉サービスの状況

(1) 各目標値の状況



1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- 平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 %以上を地域生活へ移行。
- 施設入所者数を平成 28 年度末時点から 2 %以上削減。

【鳥羽市の目標】

- 地域生活移行者数については、平成 28 年度末時点の施設入所者数が 43 人となっていることを踏まえ、4.7%削減を目標に 2 人として設定。
- 施設入所者数については、平成 28 年度末時点の施設入所者数が 43 人となっていることを踏まえ、9.3%削減を目標に 4 人として設定

項目	目標		令和元年度	
			実績	達成率
地域生活移行者数	2人	4.7%	1人	50.0%
施設入所者の削減	4人	9.3%	2人	50.0%

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

【国の指針】

- 令和 2 年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。

【鳥羽市の目標】

- 地域自立支援協議会の構成に、子育て、高齢者部門の専門機関を加え、新たに協議の場を設置。

項目	目標	令和元年度
		実績
協議の場の設置	新たな協議の場の設置	無

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】

- 障がいのある人の地域生活を支援する機能（地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ、専門性の確保及び地域の体制づくり）の集約を行う拠点等を、令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備。

【鳥羽市の目標】

- 障がいのある人の地域生活を支援する機能を地域における複数の機関が分担して担う体制づくりに向け、拠点となる1つを整備。

項目	目標	令和元年度
		実績
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	1拠点	無

4 福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の指針】

- 福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度実績の1.5倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数から2割以上増加する。
- 就労移行支援事業のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

【鳥羽市の目標】

- 福祉施設から一般就労への移行者数については、平成28年度末時点の移行者数が0人となっていることを踏まえ、5人として設定。
- 就労移行支援事業の利用者の増加については、平成28年度末時点の利用者数が10人となっていることを踏まえ、5割増加を目標に5人として設定。
- 就労移行支援事業所数が0のため、就労移行率の増加は未設定。
- 就労定着支援による職場定着率は、見込みがないため未設定。

項目	目標		令和元年度	
			実績	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数	5人		2人	40.0%
就労移行支援事業の利用者の増加	5人	150.0%	5人	100.0%
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の増加	-		-	
就労定着支援事業による職場定着率の増加	-		-	



(2) 障がい福祉サービス

訪問系サービスでは、居宅介護について令和元年度以降、利用人数、利用時間ともに計画値を下回っています。また、同行援護の利用人数は概ね計画値の半分となっています。

日中活動系サービスでは、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労継続支援（A型、B型）において平成30年度以降、延べ利用日数が計画値を下回っています。短期入所（ショートステイ）は、計画値より実績値の伸びがみられます。

居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援とともに、計画に沿った実績となっています。



1 訪問系サービス（1か月あたり）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅介護	時間	220	222	240	192	260	211
	人	22	20	24	19	26	19
重度訪問介護	時間	30	0	30	0	30	0
	人	1	0	1	0	1	0
同行援護	時間	30	16	30	19	30	20
	人	10	4	10	5	10	5
行動援護	時間	10	0	10	0	10	0
	人	1	0	1	0	1	0
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	100	0
	人	0	0	0	0	1	0

2

日中活動系サービス（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
生活介護	人日	1,240	1,119	1,300	1,137	1,400	1,137
	人	62	63	65	63	70	63
自立訓練(機能訓練)	人日	20	0	20	8	20	8
	人	1	0	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日	40	29	40	29	40	29
	人	2	2	2	2	2	2
就労移行支援	人日	150	198	180	180	225	198
	人	10	12	12	10	15	11
就労継続支援(A型)	人日	340	303	400	325	460	326
	人	17	16	20	17	23	17
就労継続支援(B型)	人日	1,700	1,297	1,740	1,434	1,800	1,450
	人	85	80	87	87	90	88
就労定着支援	人	1	0	2	0	5	0
療養介護	人	3	3	3	4	4	5
短期入所 (ショートステイ)	人日	60	104	70	125	80	149
	人	12	14	14	20	16	20

3

居住系サービス（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人	26	26	28	29	30	31
施設入所支援	人	41	40	40	41	39	42
自立生活援助	人	1	0	1	0	2	0

4

相談支援（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
計画相談支援	人	36	30	37	44	38	44
地域移行支援	人	1	0	1	0	2	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	2	0



(3) 地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、計画通り事業を実施しています。

また、成年後見制度利用支援事業、移動支援事業、手話奉仕員養成研修事業については、実績値が計画値を上回っています。

一方、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、日中一時支援事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等では、実績値が計画値を下回る結果となっています。



1 理解促進研修・啓発事業 （年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施



2 自発的活動支援事業 （年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自発的活動支援事業	有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施



3 相談支援事業 （年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター		一部実施	未実施	一部実施	未実施	一部実施	未実施
基幹相談支援センター等 機能強化事業		一部実施	未実施	一部実施	未実施	一部実施	未実施
住宅入居等支援事業		未実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施

4 成年後見制度利用支援事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	人	2	3	2	5	2	5

5 成年後見制度法人後見支援事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施

6 意思疎通支援事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	5	4	5	2	5	2

7 日常生活用具給付等事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
介護・訓練支援用具	件	6	2	6	0	6	2
自立生活支援用具	件	8	5	8	3	8	4
在宅療養等支援用具	件	8	2	8	2	8	2
情報・意思疎通支援用具	件	9	5	9	3	9	3
排せつ管理支援用具	件	500	427	525	483	550	483
住宅改修費	件	3	2	3	1	3	1

8 移動支援事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
移動支援事業	時間	200	233	200	247	200	300

9 手話奉仕員養成研修事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	5	18	5	18

10 地域活動支援センター事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域活動支援センター事業	人	1	1	1	1	1	1

11 訪問入浴サービス事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
訪問入浴サービス事業	人	3	2	3	2	3	2

12 日中一時支援事業（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日中一時支援事業	人	25	16	25	20	25	20

13 社会参加支援事業(社会参加促進事業) (年間)

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
スポーツ・レクリエーション 教室開催等	回	11	1	11	1	11	1
	人	330	126	340	102	350	78
点字・声の広報等発行	回	12	12	12	12	12	12
自動車運転免許取得・ 改造助成	件	1	1	1	1	1	1

14 知的障害者職親委託事業 (年間)

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
知的障害者職親委託事業	か所	1	0	1	0	1	0
	人	1	0	1	0	1	0

第5節 障がい児福祉サービスの状況

(1) 各目標値の状況



1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

【国の指針】

- 児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置。
- すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。

【鳥羽市の目標】

- 児童発達支援センターは、総合子ども相談「ほっぷ」*にその機能の一部を持たせる等、市の子育て支援室と調整し、設置に向けて協議。
- 保育所等訪問支援については、市の子育て支援室で実施している巡回訪問で対応。

項目	目標	令和元年度
		実績
児童発達支援センターの設置	設置に向けて協議	無
保育所等訪問支援	巡回訪問対応	巡回訪問対応

2 医療的ニーズへの対応

【国の指針】

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保。
- 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置。

【鳥羽市の目標】

- 重症心身障がい児の支援については、済生会明和病院なでしこ（多気郡明和町）で重症心身障がい児を対象とする児童発達支援や放課後等デイサービスを実施しており、必要な体制は確保できているものの、本市には事業所はないため、引き続き事業所の確保を推進。
- 三重県南部6市10町と済生会明和病院なでしこで構成する「みえる輪ネット*（三重県南部医療的ケア地域支援連携会議）」を本計画の協議の場に設定。

項目	目標	令和元年度
		実績
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	無
放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	1か所
関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1か所	1か所



(2) 障がい児支援サービス

障がい児支援サービスについて、児童発達支援では令和元年度以降、延べ利用日数が計画値を上回っています。放課後等デイサービスでは利用人数が計画値を上回っていますが、平成30年度から令和元年度にかけて延べ利用日数は計画値を下回っています。

1 児童発達支援・医療型児童発達支援（1か月あたり）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
児童発達支援	人日	32	28	32	38	32	43
	人	8	7	8	8	8	9
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	10	0
	人	0	0	0	0	1	0

2 放課後等デイサービス（1か月あたり）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
放課後等デイサービス	人日	160	138	176	165	192	199
	人	20	22	22	26	24	26

3 保育所等訪問支援（1か月あたり）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

4 居宅訪問型児童発達支援（1か月あたり）

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0

5 障害児相談支援（1か月あたり）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障害児相談支援	人	5	6	6	8	7	9

6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（年間）

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	人	0	0	0	0	1	0

(3) 保育施設等における障がい児入所者数



保育施設等における障がい児入所者数について、保育所では、障がい児の入所者数が 20 人台となっており計画値を上回っています。放課後児童クラブでは令和元年度以降、実績値が計画値を上回っています。

1 保育施設等における障がい児入所者数

サービス名		単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
保育所	定員	人	600	600	600	600	600	600
	障がい児	人	15	21	17	26	20	22
放課後 児童クラブ	定員	人	80	80	80	80	80	80
	障がい児	人	5	4	5	9	5	9



第3章 基本的な方向性

第1節 基本理念

トライ バリアフリー 鳥羽

～一人ひとりが輝き、こころ豊かに安心して暮らせる共生のまちをめざして～

本市では、障がいのある人が様々な支援を得ながら、地域の一員として、住み慣れたところで誇りを持って、「自分らしく」主体的に、こころ豊かな生活を送ることができるまちをめざし、自己選択・自己決定を尊重し、一人ひとりが能力を発揮して、社会の様々な分野に積極的に参加できる環境づくりを推進しています。

また、常に変化する障がい児者のニーズに対しては、行政と事業者において協議の場を持ち、連携を強化することにより、必要な人に、必要なサービスが届く支援体制の構築を進めます。

前回計画に引き続き、「**トライ バリアフリー 鳥羽**」を合言葉として、一人ひとりが輝き、こころ豊かに安心して暮らせる共生のまちをつくっていくよう、まち全体で取り組みを推進します。

第2節 計画の視点

本市では以下の（１）～（３）の視点により総合的かつ計画的に取り組みを進めます。



（１）包括的な社会の視点

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる心理的な障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除き（フリー）、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるよう配慮します。

すべての市民にとって情報やサービスがより利用しやすくなるよう努め、すべての市民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。



（２）意思決定の視点

ライフステージのすべての段階において、障がいのある人が自ら選択・決定することができるよう、次のことに取り組みます。

- 衣食住等の日常生活の場面や暮らし方等において障がいのある人自身の意思を反映する方法を示した「意思決定支援ガイドライン*」について、介助者や支援する側の認識を促進し、障がいのある人の意思を反映したサービスの提供や支援を行います。
- 支援のための政策や施策等の形成、決定過程、計画等策定において、障がいのある人を含む市民の主体的な参加を推進します。



（３）共生の視点

障がいのある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を、既存の制度や事業等にとらわれることなく提供できるよう、次のことに取り組みます。

- 事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図ります。
- 市民一人ひとりが自立しながら共存し、地域でお互いを尊重し、ともに支えあい、助けあう共生のまちづくりを展開します。

第3節 本計画策定における課題

(1) 障がいのある人の権利擁護の推進



アンケート調査結果によると、障がいを理由に差別や嫌な思いをすることについて、「ある」の割合は前回調査を上回っており、[療育]では3割となっています。

一方、「障害者差別解消法」「障害者虐待防止法」について存在や内容を知らない人は7割を超えており、成年後見制度においても、内容を認知している人は4割に満たず、利用意向のある人は2割以下となっています。

今後は、家庭、学校、地域等が連携しながら、障がいのある人の置かれている社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度等の理解を深める福祉教育を推進し、すべての人が分け隔てなく暮らしていくことのできる「共生社会」の実現をめざすことが必要です。

(2) 障がいのある人の在宅福祉サービスの拡充と継続



本市では、障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅に必要な支援を受けることができる体制の構築を進めています。

一方、サービスの担い手の減少や、訪問系サービスの規模の縮小等といった問題も顕在化しており、在宅福祉サービスを取り巻く環境は厳しくなっています。

在宅の障がいのある人のニーズを充足するためには、既存のサービス体制を拡充するとともに、市外の事業所との連携強化等、より幅の広い施策の推進が必要です。

(3) 障がいのある人の社会参加を支える取り組みの促進



障がいのある人が生きがいを持ち、充実した地域生活を確立するためには、障がいのある人の社会参加を支える体制づくりが必要です。

アンケート調査結果によると、介助や支援のサービスの利用状況、利用意向について、「就労継続支援」の回答が多く、就労意向の高さが見受けられます。

今後は、就労支援の場の拡充をはじめ、趣味や学習、スポーツ・レクリエーション等様々な分野での社会参加・生きがいづくりを促進するとともに、気軽に外出できる環境整備等が求められます。



(4) 障がいのある人に対する防災・感染症対策の強化

近年多発する自然災害への対策や新型コロナウイルスへの感染症対策等、障がいのある人に対する安全・安心な環境づくりがより一層求められています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、地域の住民、関連機関・団体等、地域社会全体による支援が必要です。

一方、アンケート調査結果によると、近所づきあいについては、「近所の人とのつきあいはない」と回答された人は1割台から2割台となっており、地域との関わりが希薄な人が一定数存在することが見受けられます。

また、災害時に困ることでは、「避難場所まで行けない」、「福祉避難所が利用できるかどうかかわからない」、「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」の回答が多くなっていることから、今後は、障がいのある人の生活実態や生活環境に基づいた支援を地域全体で推進することが必要です。



(5) 障がいのある子どもへ支援体制の充実

本市における、特別支援学級の在籍者数は、小学校・中学校ともに概ね増加傾向となっており、小学校の在籍者は、過去5年間で2倍以上となっています。

今後は、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた支援体制の量的・質的充足がより一層求められます。

第4節 基本目標

【基本目標1】 互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生のまちづくり

～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し、支えあうことができる「共生」のまちづくりをめざし、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組みます。また、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「成年後見制度利用促進法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人に対する虐待の防止、権利擁護のための取り組みを進めます。

【基本目標2】 地域生活の安心を支える仕組みづくり

～生活支援、保健・医療～

身近な場所で必要な支援が受けられることにより、個人の意思を尊重した日常生活及び社会生活を安心して営むことができるよう、地域で支える仕組みをつくりまします。障がいのある人のニーズに対応した保健・医療サービス、医学的リハビリテーションを受けることができる体制を整えます。

【基本目標3】 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

～療育・保育・教育～

障がいのある子どもへの療育・保育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。

また、「インクルーシブ教育*」の理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性や能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

【基本目標4】 一人ひとりが輝くこころ豊かな暮らしづくり

～雇用・就労・文化芸術活動・スポーツ等～

障がいのある人が生きがいを持って社会に参加するために、就労の場の確保や意向確認、就労後のフォロー等、就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向けた関係機関の取り組みを支援します。

自分の趣味やライフスタイル等に応じて、文化芸術活動やスポーツ等を行うことができる環境を整備するとともに、障がいのある人の活動や、それを支援するNPO*、ボランティア等の活動に対する支援の充実を図ります。

【基本目標5】 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ユニバーサルデザイン*に基づいたまちづくりを進めます。

障がいのある人が地域社会で安全・安心に暮らすことができるよう、防災や防犯、感染症対策等を進めるとともに、消費者トラブルの防止や救済のための支援づくりを進めます。

【基本目標6】 相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

障がいのある人が自らの意思で生活のあり方を選択できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

障がいのある人が円滑に情報を取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティ*の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実を図ります。

【基本目標7】 行政サービス等における配慮の推進

～行政情報の提供、理解促進～

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、市職員の障がい者理解の促進に努めるとともに、その権利を円滑に行使できるよう配慮に努めます。

第5節 計画の体系

基本理念

トライ バリアフリー 鳥羽

～一人ひとりが輝き、こころ豊かに安心して暮らせる共生のまちをめざして～

基本目標

施策の内容

1. 互いに人格と個性を尊重し、
支えあう共生のまちづくり

- (1) 障がい理由とする差別の解消
- (2) 交流・ふれあい活動の推進
- (3) 権利擁護の推進

2. 地域生活の安心を支える
仕組みづくり

- (1) 生活全般にかかる支援の充実
- (2) 保健・医療の充実等

3. 障がいや疾病等で支援が必要な
子どもに対する福祉と教育の充実

- (1) 療育・保育・教育における支援体制の充実
- (2) 学校教育の充実

4. 一人ひとりが輝くこころ
豊かな暮らしづくり

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障がい特性に応じた就労支援及び
多様な就業の機会の確保
- (3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等
の振興

5. 安全・安心な環境づくり

- (1) 生活環境の整備と充実
- (2) 防災や防犯、感染症対策等の安全・
安心の取り組み

6. 相談体制・情報提供の
仕組みづくり

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報の利用しやすさ
(情報アクセシビリティ) の向上

7. 行政サービス等における
配慮の推進

- (1) 行政機関等における配慮及び
障がい者理解の促進

第6節 重点的な取り組み



(1) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実

今後の暮らし方について、アンケート調査結果では住み慣れた地域での生活を希望する傾向がみられます。住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、生活全般にかかる支援の充実が必要です。

今後は、将来的なニーズにも対応できるよう、圏域の市町との連携を強化するとともに、地域生活支援拠点等の整備を推進し、地域生活を支援するサービスの量的・質的充実に図ります。

■関連データ	
アンケート調査	○今後の暮らし方について「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も多くなっている。 ○希望する支援について「在宅で医療ケア等が適切に受けられること」「ホームヘルプ等、必要な居宅サービスが適切に利用できること」といった回答も多くみられる。
満足度・重要度 (団体調査)	○福祉サービスについては、利便性や情報の充実に対する要望がみられる。 ○施設の整備の必要性を感じながらも、人材の確保が難しいという意見もみられる。
庁内検証	○障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、様々なニーズに対応した支援を進めている。 ○訪問系サービスの規模の縮小やサービスの担い手の減少等といった問題も顕在化している。

■サービスの充実

障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、訪問系サービスをはじめとして、様々なニーズに対応した日中活動の場や、短期入所等の充実を図っていくほか、三重県や圏域の市町とも連携をとりながら、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

■人材の確保と質の向上

十分な障がい福祉サービスを提供できるよう、福祉人材の確保や養成に努めます。
また、障がい福祉事業所部会等を通じ、障がい福祉サービス事業所の職員を対象とした研修等を行い、資質の向上を図り、様々なサービスの質的向上をめざします。

■保健・医療・福祉の連携

保健・医療・福祉の関係者の情報共有や情報交換を図り、必要な医療ニーズや障がい福祉サービスを提供できる体制を構築します。



(2) 障がい児支援の充実

障がい児支援については、利用者が増加している事業も多くみられることから、高まる利用ニーズに対応するとともに、身近な地域で質の高い療育支援が受けられることを目的とした療育支援の体制強化が必要です。

■関連データ	
サービスの状況	○放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児相談支援、日中一時支援事業等において利用者が増加している。
満足度・重要度 (団体調査)	○就学前の早い段階で療育につなげるための仕組みづくりと家族全体を支える仕組みづくりに対する要望がみられる。
庁内検証	○ニーズの高い事業に対しては、市内や近隣市町に整備された新しい事業所において、希望種別ごとに利用者を分散することで対応している。 ○近隣市町の児童発達支援センターに本市も参画することにより、質の高い療育支援の体制強化を図っている。 ○情報面においては、継続的な支援ツールである「ほっぷファイル*」を活用し、情報共有と連携を図るとともに、18歳以上に対しても支援を継続するため、「すてっぷファイル」を作成し、普及・促進を図っている。

■児童発達支援

日常生活の動作や知能・技能を身に付けたり、集団生活に適応するため等の訓練を必要に応じて受けられるよう、市内事業所との連携を図りながら多様なニーズに対応していくための仕組みを構築していきます。

■保育所等訪問支援事業

子育て支援室が実施している保育所訪問による巡回指導の内容を関係者間で共有し、支援の必要度合いに応じて総合子ども相談「ほっぷ」の中で検討していきます。また、教育委員会で実施している巡回指導とも連携を図りながら、途切れのない支援につなげていきます。

■相談支援

総合子ども相談「ほっぷ」が中心となり、保健・教育・福祉・子育てが連携した継続的な相談支援を実施するため、月1回の定例会を開催します。

■交流教育の推進

障がいのある子どもとともに学ぶことで、協力学級の児童生徒とのつながりを深め、「こころのバリアフリー」を推進する教育を推進します。

■障がい児や家族を支援するためのサービスの充実

障がいのある子どもの放課後や長期休暇時の活動場所を確保するため、放課後等デイサービスや日中一時支援事業等のサービスの充実かつ継続を図れるよう検討を進めます。
また、居宅介護や短期入所、移動支援等の障がい福祉サービスについても必要に応じて利用できるよう、市内だけでなく近隣市町の事業所への受け入れ依頼も行いながら、利用場所の拡大にもつなげていきます。



(3) 多様な就労や余暇活動の支援の充実

就労については、サービスの状況やアンケート調査結果から就労意向の高さがうかがえます。さらに、障がいのある人が充実した地域生活を確立するためには、就労に加え社会参加や生きがいがづくりといった、余暇活動ができる環境の整備が必要です。

■関連データ	
サービスの状況	○「就労継続支援（A型・B型）」は利用人数・日数ともに増加している。
アンケート調査	○平日昼間の過ごし方について「日中は仕事をして過ごしたい」という回答が多くみられる。
満足度・重要度 （団体調査）	○余暇支援の充実は不可欠であるが、本人のニーズにあった内容やスタッフの確保等、課題も多いという意見もみられる。
庁内検証	○地域自立支援協議会のしごと部会において検討しながら、障がい者雇用を拡充するよう、障がいのある人の特性を踏まえた就労の創出や環境整備を推進している。 ○障がいのある人の充実した地域生活を確立するために、様々な分野で社会参加・生きがいがづくりができる環境整備を推進し、余暇活動の支援の充実を図っている。

■働く場所の確保

市相談支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター*、就労継続支援事業所等と連携をしながら情報の共有や情報発信に努め、本人の希望や適性にマッチングした就労支援を推進していきます。

また、特別支援学校新卒者やこれまで就労したことのない障がいのある人に対しては、本人の希望等についてアセスメント*を実施し、就労に向けた的確な支援を行うほか、就労後のフォロー体制についても整備をしていきます。

就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業の新規参入を促進するための取り組みを進め、障がいのある人の選択肢の拡大につなげていきます。

■農業や水産業、観光業を活用した仕事づくりの推進

農業や水産業、観光業等の鳥羽の資源や特性を活かした商品や仕事の開発を支援し、福祉的就労の場の充実や、社会起業としての取り組みにつないでいくよう、企業や大学、研究開発等の協力を得ながら検討・推進します。

■市や公的機関等での取り組みの推進

就労継続支援における工賃の向上を支援するよう、「障害者優先調達推進法」に基づき適切な目標設定を行いながら官公需の発注を拡大します。

■余暇活動を支援するための取り組みの推進

生涯学習活動やスポーツ大会、レクリエーション活動への参加を促進し、障がいのある人の余暇活動の充実を図ります。また、活動を支援するボランティア活動等を推進し、それらの活動に障がいのある人が参加しやすいような取り組みも進めていきます。

さらに、文化芸術やスポーツに関するイベント等については、障がいのある人が参加しやすい情報提供のあり方を検討するとともに、学習成果や作品を発表する機会を提供します。その他、観光地ならではのイベントや事業についての情報を提供する等、参加しやすい工夫を進めることで、障がいのある人の余暇活動の促進につなげていきます。



(4) 権利擁護のための取り組みの推進

障がいの有無に関わらず、権利擁護の観点において互いに人格と個性を尊重し、安心した生活を送るためには、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築が必要です。

一方、成年後見制度については、アンケート調査結果から内容認知、利用意向ともに意識の低さがうかがえます。このため判断能力に不安のある人が、権利や財産を侵害されことなく地域社会でその人らしく暮らし続けることができるよう、本計画において「成年後見制度利用促進基本計画」を定めます。

■関連データ	
アンケート調査	○成年後見制度について、内容を認知している人は4割以下となっている。 ○成年後見制度について利用意向のある人は2割以下となっている。
満足度・重要度 (団体調査)	○障がいのある人とその家族が、肩身の狭い思いをしないように、理解を進めていく取り組みが必要という意見がみられる。

■成年後見制度利用促進基本計画

判断能力に不安のある人が地域の中で安心して暮すためには、生活に必要な支援が受けられ、その人の権利が守られることが重要です。法律面や生活面において保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されない安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境を整備する必要があります。

今後はより一層、成年後見制度の普及啓発を行い、適切な成年後見制度の利用を進めていくことが求められるため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(促進法)」第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)」として位置づけます。

■周知啓発

日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域で生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発を行います。

■相談対応

市や地域包括支援センター、社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所等において、成年後見制度の相談支援や日常生活上の困りごとの相談支援を行います。

■中核機関*の設置

成年後見制度の利用促進のため、全体構想設計とその実現に向けて進捗管理等を行う司令塔機能を持った「中核機関」の設置を進めます。

■成年後見制度利用に係る支援

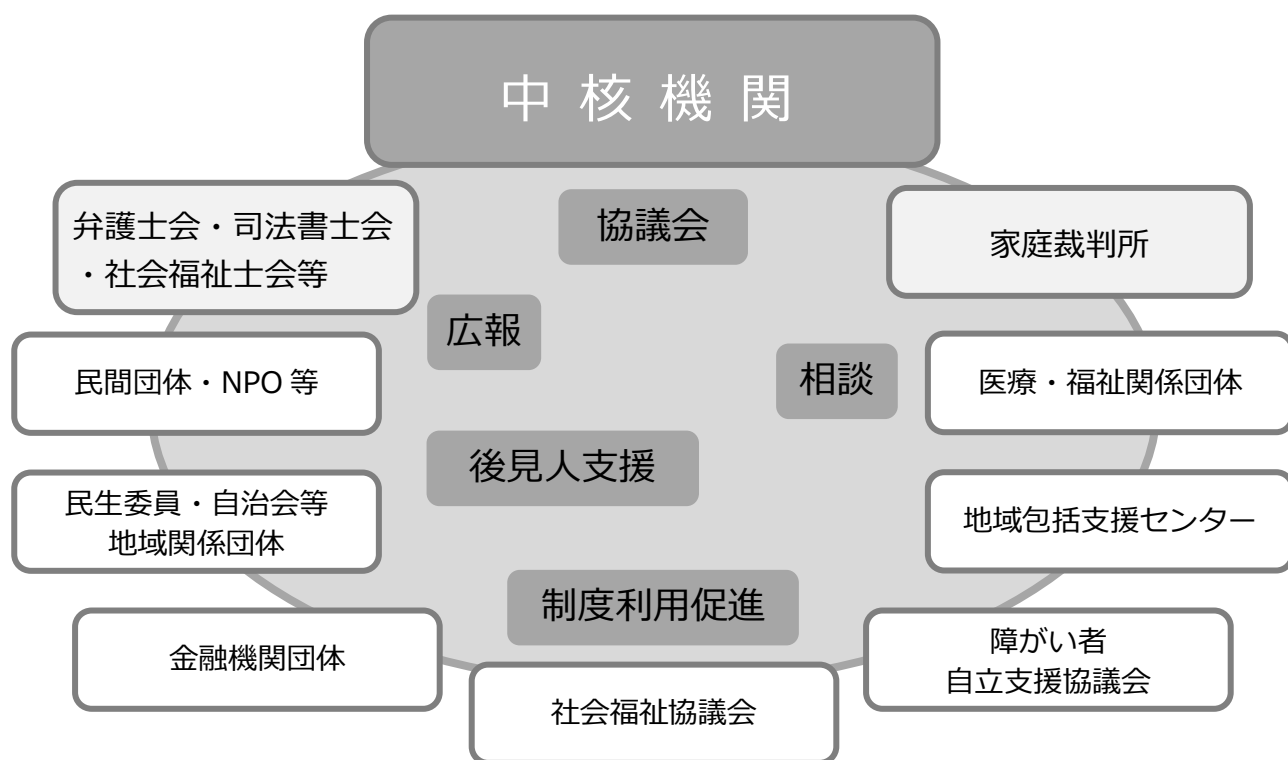
成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合等に、後見等開始の審判を市長が家庭裁判所に申し立てる、市長申立てを適切に行います。

成年後見制度の利用が必要であるが、経済的な問題等で利用することが困難な人を支援するため、申立てに係る費用や後見人等の報酬について助成を行います。

■日常生活自立支援事業との連携

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう連携を図ります。

<中核機関の役割>





第4章 計画の展開

第1節 互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生のまちづくり

～差別の解消・交流活動・権利擁護の推進～

《課題と方向性》

本計画の基本理念として掲げた「トライ バリアフリー 鳥羽」は、障がいのある人もない人も、それぞれが互いを思いやり、一人ひとりができることで支えあい、だれもが住みやすい共生のまちをつくることをめざしています。引き続き、障がいのある人が地域とつながりを持つことにより、一人ひとりが輝き、こころ豊かに安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくことが必要です。

また近年、ノーマライゼーション*の考え方の普及により、障がいのある人への理解は広がりを見せていますが、日常生活においては、物理的な障壁とともに精神面におけるみえない障壁についても、いまだ残っている可能性は否定できません。

アンケート調査結果では、障がいを理由に差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答した人の割合が前回調査より増加しており、[療育]ではいまだ3割の人が差別や偏見を感じている結果となっています。

今後は、さらに周知啓発を促進し、障がいのある人や障がいについての認識や理解を深めることが必要です。

また、権利擁護の観点において、障がいのある人が人格と個性を尊重され、安心して生活を送るためには、意思決定支援・身上保護に基づいた成年後見制度に対する支援体制の充実が必要です。

成年後見制度についてのアンケート調査では、内容を認知している人の割合は4割に満たない結果となっているため、制度の周知啓発を促進するとともに、情報を必要とする人に必要な情報が行き届くための体制づくりを進めます。

本計画においては、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、家庭、学校、地域等が連携し、市民一人ひとりが障がいのある人の置かれている社会的な課題や、障がい者福祉の理解を深める教育を推進することで、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支えあうことができる共生のまちづくりをめざします。

(1) 障がい者を理由とする差別の解消



1 障がい者差別解消への取り組みの充実

- 障害者基本法や、障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする不利益な取り扱いや、日常生活や社会生活を営む上で支障となる差別を解消するため、周知や啓発に努めます。
- 市職員が障がいのある人に適切に対応するため、職員対応要領*に基づき、研修を行う等、意識の向上に努めます。また、障がいを理由とする不利益な取り扱い等についての相談窓口において、適切な対応に努めます。
- 雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取り扱いの禁止等を定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」についても、関係機関と連携しながら周知や啓発活動に努めます。

2 障がい者福祉についての理解の促進

- 障がいのある人については、視覚や聴覚、さらには発達障がいや高次脳機能障がい*をはじめその特性や要因等、多岐にわたっていることから、それぞれの障がいの特性や支援の方法等について、行政機関が発行する広報等のツールや各種イベント等の機会を活用し、市民の相互理解の促進に努めます。
- 「障害者週間*」に、各関係団体と連携を図りながら、集中的な啓発イベントを行い、効果的な取り組みを推進します。

3 学校等での福祉教育の推進

- 子どもたちが福祉や人権に関心を持ち、障がいのある人と自然に交流したり、支えあうための知識を身に付けたりできるよう、幼稚園や保育所、学校等での福祉教育を推進します。また、様々な障がいについて学ぶ機会を設けることに加え、特別支援学校や特別支援学級と普通学級の子どもが交流する機会を充実し、ふれあいを通じた相互理解を促進します。

4 社会教育や地域等での福祉学習の推進

- 福祉や人権、障がいのある人の生活への理解を深めるための講座等学習の機会を、社会教育のプログラムとして実施します。また、学習の成果を活かしてボランティア活動等に参加するよう、呼びかけや支援を推進します。
- 身近な地域で福祉について学び、障がいのある人への理解を深められるよう、障がいのある人や支援者の団体・事業所等と連携し、自治会等への参画を促進します。また、社会福祉協議会における障がい者スポーツ「ボッチャ」の体験会を通じた福祉教育をはじめ、老人会、婦人会等、地域に行き渡っているグループにおいて福祉学習の場を創出し、福祉への学びに対する障壁を下げることで、身近な地域における学習機会の充実を図ります。

(2) 交流・ふれあい活動の推進



1 イベントや活動を通じた交流機会の拡大

- 障がい者福祉の理解の促進として、鳥羽市障害者互助会*との共催事業である「ひだまりフェスタ」の開催や、「障害者の日」の記念事業として、障がい事業所の利用者や特別支援学校の生徒が作成した作品展示等といった取り組みを行い、障がいのある人が地域の中で交流を深める機会の創出を推進するとともに、障がいのある人が気軽に参加できるよう、市や障がい当事者団体が主催するイベント等においては、企画段階から障がいのある人の意見を反映させていく等の工夫を図ります。

2 身近な地域での交流や支えあい活動の推進

- 障がいのある人もない人も身近な地域で交流し、理解を深めながら日常的にふれあい、災害等の緊急時にも支援しあえるよう、防災タウンウォッチング*や地域でのまちづくりの取り組み等を活用し推進します。これにより、ボランティアや民生委員・児童委員*、自治会等の協力を得ながら、地域での支えあい活動につなげます。

3 障がい者福祉団体とのネットワーク化

- 鳥羽市障害者互助会や、地域自立支援協議会の障がい福祉事業所部会等の場を活用し、それぞれの団体の連携強化を図ります。それにより、障がい当事者団体等の活動の活発化にもつなげます。

4 ボランティア活動への参加促進

- 障がいのある人の生活を支援するボランティア活動への関心を高め、参加を促進するために情報提供や呼びかけを行い、多くの団体等がボランティア活動へ参加していけるよう取り組みを進めます。また、障がいのある人同士が支えあうピアサポート活動*を広げます。



(3) 権利擁護の推進

1 日常生活自立支援事業*の推進

- 判断能力が十分でない人が、地域で適切なサービスを受けられるよう、日常生活自立支援センターとば（社会福祉協議会内）の日常生活自立支援事業により、相談や福祉サービスの利用援助を行うとともに、金銭管理サービス等の権利擁護を支援します。また、必要な人に情報が届くよう周知・啓発に努めます。

2 成年後見制度の普及・利用促進

- 成年後見制度の利用促進のため、全体構想設計とその実現に向けて進捗管理等を行う司令塔機能を持った「中核機関」の設置を進めます。
- 市広報紙やホームページ、チラシ等で成年後見制度等の周知に努めるとともに、わかりやすい説明や必要な手続き方法等について支援に取り組みます。
- 法人による成年後見制度の実施に向けて関係機関と調査研究を行う等、実施に向けた取り組みを進めます。

3 虐待防止の取り組みの推進

- 「障害者虐待防止法」を踏まえた取り組みを推進していくため、障害者虐待防止センターの充実を図り、広く啓発を行って防止に努めるとともに、虐待に関する相談や通報に迅速に対応できるよう、虐待防止ネットワーク協議会を通じて関係機関と連携し、情報共有も行いながら問題解決に向けて取り組みます。また、市広報紙でも「障害者虐待防止法」に関する記事を掲載し、市民の理解を促します。

4 障がいのある人の意思を尊重する取り組みの推進

- 日常生活やサービス利用において、障がいのある人の意思を反映できるよう、障がい福祉サービス事業者等に「意思決定支援ガイドライン」の周知を図るとともに、情報伝達のあり方について研究します。

第2節 地域生活の安心を支える仕組みづくり

～生活支援、保健・医療～

《課題と方向性》

障がいのある人が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、保健・医療・福祉等のサービスの充実が重要です。必要とされる障がい福祉サービスや医療ニーズを提供できる体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の関係者による情報共有や情報交換を可能とする環境の整備が求められます。

本市では、障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、障がい福祉センター「ゆめぱーる」において生活介護事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業を実施するとともに、様々なニーズに対応した日中活動の場、短期入所等の充実を図ります。

また、市の指定障害相談支援事業所「キ・ラ・ラ」、保健師、包括支援センター職員及び県の保健所との情報共有会議を定期的に行い、保健・医療・福祉の関係者の情報共有や情報交換を図ることにより、必要な医療ニーズや障がい福祉サービスを提供できる体制の構築を進めます。

さらに、健康を維持・増進し、障がいの原因となる疾病を予防するために、市民一人ひとりが主体的な意識で健康づくりや健康管理ができるよう、ライフステージに応じた取り組みを推進するとともに、ストレスの予防や発散等による心の健康づくりも促進します。

今後も、地域で安心して保健・医療・福祉サービスを受けることができるよう、円滑な提供体制を整備するとともに、乳幼児期からの定期健康診断をはじめとするライフステージにあわせた途切れない支援を実施し、障がいの早期発見に努めます。

(1) 生活全般にかかる支援の充実



1 福祉サービスの充実

- 障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、訪問系サービスをはじめとして、様々なニーズに対応した日中活動の場や、短期入所等の充実を図っていくほか、障がいのある人が円滑に日常生活を送ることができるよう、日常生活用具給付等事業の拡大に努めます。三重県や圏域の市町とも連携をとりながら、地域生活支援拠点等の整備の推進を図ります。
- 障がい福祉サービスや事業所を紹介するガイドブックを作成し、利用できるサービスや事業所についてわかりやすい情報提供に努めます。

2 居住支援の充実

- 地域で自立して生活するための住まいとして、障害者支援施設や精神科病院から地域に移行したり、親元から独立して生活したりすることを希望する人等のニーズを踏まえ、グループホームの確保を進めます。あわせて、グループホームの入居者が地域とつながりを持ち、支えあって生活できるよう、理解や交流を進めるための取り組みを事業所と連携して推進します。

3 人材の確保と質の向上

- 十分な障がい福祉サービスを提供できるよう、福祉人材の確保や養成に努めます。
- 障がい福祉事業所部会等を通じ、障がい福祉サービス事業所の職員を対象とした研修等を行い、資質の向上を図り、様々なサービスの質的向上をめざします。

4 高齢の障がいのある人への生活支援

- 介護保険制度の対象となる障がいのある人について、介護保険担当や介護支援専門員、相談支援専門員等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。
- 介護保険サービスと障がい福祉サービスの違いがわかるガイドブック等を作成し、周知に努めます。

5 離島に住む人の障がい福祉サービス利用に対する支援

- 離島に住む障がいのある人が日中活動系サービスを利用するときの船賃については、全額助成となるよう検討します。
- 離島に住む人の障がい福祉サービス利用の課題を整理し、対策を検討します。

6 介護者に対する支援の推進

- 障がいのある人の介護や支援を行っている家族等の負担を軽減するよう、訪問系サービスを利用しやすくするとともに、適切な相談支援、レスパイト*（一時的な休息）の支援、経済的な支援等によって負担を軽減するよう取り組みます。
- 親の会や家族会等の障がい当事者活動を通じた支えあいが進められるよう、行政や障がい福祉サービス事業所等との協議の場を設ける等して、活動への支援を推進します。

7 経済的支援の充実

- 在宅で生活する障がいのある人の経済的負担を軽減するため、各種福祉手当等の充実を検討するほか、所得税や住民税の控除、自動車税の減免、各種交通運賃の割引制度等の周知や普及に努めます。

8 保健・医療・福祉の連携

- 保健・医療・福祉の関係者の情報共有や情報交換を図り、必要な医療ニーズや障がい福祉サービスを提供できる体制を構築します。
- 保健・医療・障がいのある人、事業所との情報共有を進めるとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組みを進めます。

9 地域福祉の推進

- 自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等と連携し、地域での支えあいのネットワークづくりに取り組みます。
- 様々な障がいにより援助や配慮を必要としていることを周りに知らせる「ヘルプマーク※」等のピクトグラムを知るとともに、援助や配慮を必要とする人に気軽に手を差し伸べることができる地域づくりに取り組みます。



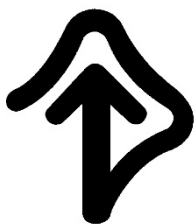
ヘルプマーク

※ヘルプマーク・・・内部障がいや難病の人、精神障がいのある人等、外見からはわからなくても援助を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

※障害者のための国際シンボルマーク・・・障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。



耳マーク

※耳マーク・・・聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚に障がいのある人は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。



1 ライフステージに応じた健康づくりの推進

- 健康を維持・増進し、障がいの原因となる疾病を予防するために、市民一人ひとりが主体的な意識で健康づくりや健康管理ができるよう、ライフステージに応じた取り組みを推進します。

2 心の健康づくりの推進

- ストレスの予防や発散等による、心の健康づくりを推進します。
- 心の病気についての理解を広げ、早期に相談や診察を受ける意識と環境づくりを推進します。心の病気の兆候を早期にキャッチし、専門医につなぐ仕組みづくりを検討します。

3 健康づくりへの支援及び普及啓発

- 健康を維持・増進し、二次障がいの発生等を防ぐために、障がいのある人が健康診査や健康相談を利用しやすいよう、配慮や支援を充実します。また、障がいのある人の食生活について指導する等、健康づくりについて啓発します。
- 健康づくりのための日常的な運動やスポーツを促進するよう、障がいのある人も参加できるプログラムや場づくり等の整備と、参加のための支援を推進します。
- 各種健康教育等の充実を図り、障がいの原因となる生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくり等、健康に関する意識の普及啓発に努めます。

4 難病等に対する支援

- 難病患者の療養生活を支援するため、療養上や生活上の悩みや不安の解消に向け、必要な情報提供に努めます。
- 障がい福祉サービス等の提供にあたっては、難病の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した支援に努めます。
- 障害者手帳を所持しない難病患者についても、要件を満たせば障がい福祉サービスを利用できることの周知を図るとともに、様々な場面において、手帳所持者と同様の支援が受けられる体制づくりに努めます。

第3節 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

～療育・保育・教育～

《課題と方向性》

障がいや疾病等で支援が必要な子どもが、地域社会で健やかに自分らしく、安心して暮らすことができるためには、子どものライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目ない支援体制を構築することが求められます。

本市においても、障がいの早期発見と早期治療や療育の推進として、乳幼児健診や幼稚園・保育所における行動観察、また学校での健康診断等を通じて、発達のみならず障がいを早期に発見し、適切な指導や支援、療育につなげられるよう、教育委員会や子育て支援室等、保健・医療・福祉・教育が連携した取り組みを促進します。

さらに、乳幼児期から学齢期にかけての一貫した発達支援に加え、卒業後の継続した支援へと途切れなくつなげていけるよう、ライフステージを通じた支援の仕組みづくりを推進します。

また、発達のみならず障がいのある子どもへの支援や訓練、親への相談・指導等が充実するよう、関係機関や事業所等と連携して支援体制を構築し、母子保健と児童発達支援等が一体的に提供できる取り組みも推進します。

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等の事業所を利用している、離島に住む障がいのある子どもに対しては支援の検討が必要です。

今後は、障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、学校におけるインクルーシブ教育や障がいや障がいのある人について福祉学習等、豊かな人間性を育む教育を推進し、「こころのバリアフリー」による相互理解の促進を図ります。

(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実

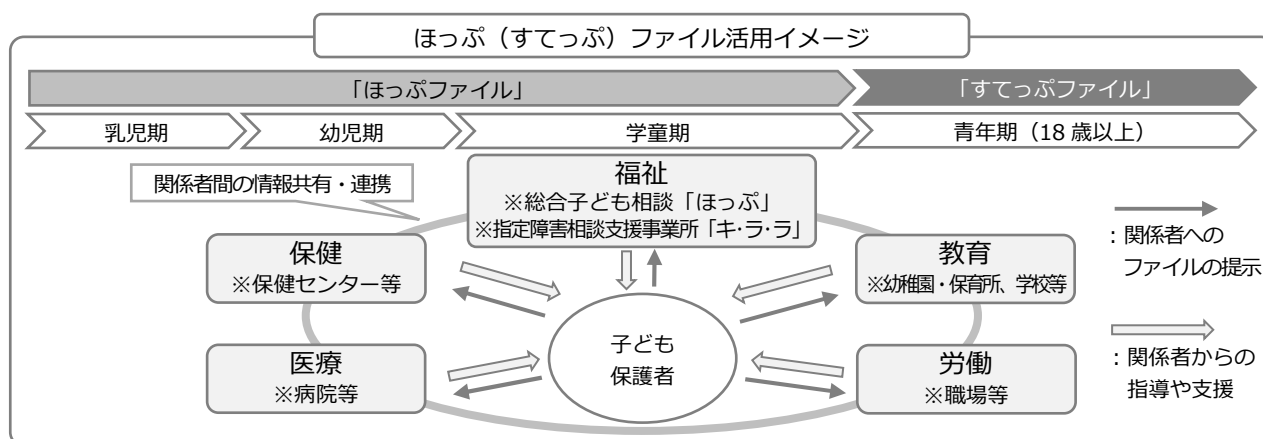


1 障がいの早期発見と早期治療、療育の推進

- 乳幼児健診や幼稚園、保育所における巡回、CLM（チェック リスト in 三重）*と個別の指導計画を活用した行動観察、学校での健康診断等を通じて、発達のおまずきや障がいを早期に発見し、適切な指導や支援、療育につなげられるよう、保健・医療・福祉・教育が連携した取り組みを充実します。

2 ライフステージを通じた支援の仕組みづくりの推進

- 乳幼児期から学童期にかけての一貫した発達支援を進めるとともに、卒業後の継続した支援に途切れなくつなげられるよう、総合子ども相談「ほっぷ」が中心となり、総合的な相談支援の取り組みや地域自立支援協議会等を通じた、ネットワークによる支援を推進します。
- 継続的な支援を行っていくためのツールである「ほっぷファイル」を活用し、情報共有と連携を図ります。また、18 歳以上に対しても途切れのない支援を行うため、「すてっぷファイル」を作成し、普及・促進を図るよう取り組みます。



3 様々な障がいのある子どもへの支援の充実

- 発達障がいのある子どもへの療育・保育や教育の支援を、保育士・教職員、児童・生徒、保護者等の理解を得ながら推進します。
- 発達のおまずきや障がいのある子どもへの支援・訓練、親への相談・指導等が充実するよう、関係機関や事業所等と連携して支援体制を構築し、母子保健と児童発達支援等が一体的に提供できるような取り組みを推進します。
- 様々な障がいのある子どもに対応した保育を推進するよう、ニーズに応じて保育士を加配し、スキル向上のための研修等に努めます。
- 子育て支援室による幼稚園や保育所等への巡回指導を実施し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。
- 障がいのある子どもが「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育等を利用できるよう、人材確保等に努め、きめ細かな支援を行います。

4 障がい児福祉サービスの提供体制づくり

- 必要な支援を受けながら地域で学び、育つことができるよう、障がい児福祉サービスの充実に努めます。障がいのある子どもの特性やニーズに応じたサービスが提供できる体制づくりに努めるとともに、利用しやすいサービスのあり方について研究します。
- 地域で必要な医療的ケア*が受けられる体制づくりに取り組みます。

(2) 学校教育の充実



1 一人ひとりの状況に応じた教育の推進

- 一人ひとりの状況やニーズに応じた教育を行うために、発達のみずきや障がいのある子どもの支援を関係機関等が連携して、個別の教育支援計画と学校における個別の指導計画の作成や活用を推進し、適切な進路指導の充実に図ります。
- 障がいのある子どもの保護者と幼稚園や保育所、学校が情報を共有し、連携を深められる取り組みを進めます。

2 特別支援教育を進める体制の充実

- 学校内や関係機関等との連携による支援を充実するよう、特別支援教育コーディネーター*を中心とした取り組みを推進します。
- 教職員の障がいに対する理解を深められるよう、研修の充実に図ります。
- 特別支援学校との連携を強化し、通学している児童・生徒の教育や生活支援を協力して進めるとともに、センター的機能を活かした小中学校への専門的な支援や教職員への指導の充実に推進します。

3 交流教育の推進

- 障がいのある子どもとない子どもが相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育む交流の機会を積極的に設け、「こころのバリアフリー」を推進する教育に取り組みます。

4 教育環境の整備

- 障がいのある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）*の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。
- インクルーシブ教育システムの実現に向け、「合理的配慮」の提供に努めます。

第4節 一人ひとりが輝くころ豊かな暮らしづくり

～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～

《課題と方向性》

障がいのある人が生きがいを持ち、充実した地域生活を確立するためには、就労支援や文化芸術活動、スポーツ等といった様々な分野における社会参加や自立の支援ができる環境整備が必要です。

アンケート調査結果では、今後の平日昼間の過ごし方について、「パート・アルバイト」や「常勤（フルタイム）の仕事」を望む人も多くみられます。

また、介助や支援のサービスの利用状況、利用意向についても、「就労継続支援」の回答が多いことから、就労意向の高さがうかがえます。

本市では、障がいのある人への総合的な就労支援として、就労のための紹介・相談体制の充実を図るとともに、就業体験や訓練の機会を創出し、就労へのスムーズな移行を促進します。さらに、企業や公的機関における仕事の創出を促進することで、働く場の充実を図ります。

また、多様な福祉的就労や日中活動の場の充実を図ることにより、障がい特性に応じた就労支援や就業の機会の確保を推進します。

国では、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法」が平成 30 年に施行されました。

本市においても、生涯学習やスポーツ等を推進することにより、障がいのある人の余暇活動の充実を図るとともに、社会参加を促進しやすい環境整備を進めます。



(1) 総合的な就労支援

1 就労のための紹介・相談体制の充実

- ニーズに応じた企業等への就労を進めるために、知識や技能を習得するための訓練等の支援、就労後の生活面も含めた継続した支援等を、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の専門機関と連携して推進します。また、関係機関による情報共有や支援のあり方等を検討する場づくりを進めます。
- 一般就労は難しいが就労を希望する人に対し、就労移行支援や就労継続支援等の場の確保に努めます。
- ジョブコーチ*を活用する等、障がいのある人がスムーズに職場環境に馴染めるように取り組みます。

2 就業体験や訓練の機会の創出

- 障がいのある人が働く機会をより気軽に持ち、経験を積むことができるよう、事業所と連携し、就業体験の機会を設けてもらえるように働きかけ、就業体験の機会を創出します。
- 一般就労に向けて、ビジネスマナーを習得する訓練の機会を設けられるよう努めます。

3 企業や公的機関における仕事の創出の促進

- 障がい者雇用を拡充するよう、障がいのある人の特性を踏まえた就労の創出や環境整備を推進します。
- 市役所等の公共機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、職場環境や労働条件の改善により、雇用職域の拡大を図ります。
- 農業や水産業、観光業と福祉の連携を地域自立支援協議会のしごと部会等で協議し、新しい分野での就労の場の確保に取り組みます。
- 企業等での障がい者雇用を推進するために、障がいのある人の就労の理解を深めるための啓発を推進します。また、あらゆる機会を通じて障がい者雇用について説明する場を設け、障がい者雇用への理解を促します。障がい者雇用に関する制度の活用や、職場における配慮についての支援を、障がい者就業・生活支援センター等の専門機関と連携して推進します。
- 「障害者雇用促進法」の改正を受けて、短時間であれば就労可能な障がいのある人等の雇用機会の確保の支援を事業主と連携して推進します。

(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保



1 多様な福祉的就労や日中活動の場の充実

- ニーズに応じて日中活動や自立、就労に向けた訓練等ができる場が設けられるよう、本計画に基づいて事業所に働きかけます。
- 就労希望を持つ障がいのある人と、雇用や作業委託ができる事業所とのマッチングを図るため、庁内関係各課が連携し、情報共有に努めます。

2 工賃向上のための取り組みの推進

- 就労継続支援における工賃の向上を支援するよう、「障害者優先調達推進法」に基づき適切な目標設定を行いながら官公需の発注を拡大します。
- 農業や水産業、観光業等の、鳥羽の資源や特性を活かした商品や仕事の開発を支援し、福祉的就労の場の充実や、社会起業としての取り組みにつないでいくよう、企業や大学、研究開発等の協力を得ながら検討・推進します。
- 就労系事業所が増えてきたこと等から、各事業所のオリジナル商品の開発を支援する等、工賃アップを図ります。また、商工会議所や青年会議所、旅館事業組合、農協、漁協をはじめとする地域団体と連携し、就労系事業所等で制作した商品の販売ルートの確保や、事業PRを行うよう働きかけます。

(3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興



1 生涯学習やスポーツ等の推進

- 生涯学習活動やスポーツ大会、レクリエーション活動への参加を促進し、障がいのある人の余暇活動の充実を図ります。また、活動を支援するボランティア活動等を推進し、それらの活動に障がいのある人が参加しやすいような取り組みも進めます。
- 余暇活動を推進する団体やボランティアを育成します。

2 文化芸術活動の推進

- 平成30年に施行された「障害者文化芸術推進法」を受けて、障がいのある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会を拡大するとともに、文化芸術に関するイベント等について、障がいのある人が参加しやすい情報提供のあり方を検討し、学習成果や作品を発表する機会を提供します。また、障がいのある人の協力を得ながら事業等を企画・運営し、参加のための支援を推進します。

3 全国障害者スポーツ大会・東京パラリンピックに向けた取り組み

- 障がい者スポーツの振興を目的として、令和3年に開催予定の「東京 2020 パラリンピック」や、三重県で開催される「全国障害者スポーツ大会」に向け、教育委員会等と連携しながら障がい者スポーツの普及啓発に努めます。
- 障がい者スポーツに関心を持ってもらえるように、教育委員会が実施する障がい者スポーツ教室等において三重県身体障害者総合福祉センターと連携し、競技や選手の紹介に努めます。



三重とこわか大会
マスコットとこまる

第5節 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

《課題と方向性》

近年多発する地震や水害等の自然災害への防災・減災対策や新型コロナウイルスへの感染症対策等、障がいのある人に対する安全・安心な環境づくりが重要視されています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安全かつ安心に暮らしていくためには、地域の住民や関連機関、関連団体等、地域社会全体による、障がい特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援、避難所での対応に加え、福祉や医療サービスの継続的な提供ができる環境づくりが必要です。

アンケート調査結果では、災害時に困ることでは、「避難場所まで行けない」、「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」、「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」の回答が多くなっており、近所づきあいについては、「近所の人とのつきあいはない」と回答した人が一定数存在することから、地域関係の希薄化がうかがえます。

本市では、だれもが災害時に安全に避難できるよう、適切な避難支援や安否確認ができる体制整備を推進するとともに、避難訓練等の機会を通じ、防災意識の向上を図っています。

また、避難所においても、障がいのある人がその特性に応じた支援を受けることができるよう避難所の整備体制の拡充を推進します。

生活環境面においては、障がいのある人のニーズを踏まえ、新設する施設はユニバーサルデザインに基づいた整備を進めるとともに、既存の施設についてはバリアフリー化を考慮した計画的な改善を推進します。

今後は、公共施設だけではなく、民間施設に対してもバリアフリー化の取り組みを促進します。

(1) 生活環境の整備と充実



1 建築物のバリアフリー化の推進

- 公共施設をだれもが利用しやすいよう、新設する施設はユニバーサルデザインの視点に立ち、障がいのある人のニーズを踏まえて整備します。また、既存の施設についても、障がいのある人の利用状況等を踏まえて、計画的な改善を推進します。
- 公益的な民間施設についてもバリアフリー化を推進するよう、三重県の「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等に沿った取り組みを、事業所等と連携して推進します。

2 道路・公園等のバリアフリー化の推進

- 道路や公園等をだれもが利用しやすいよう、障がいのある人の利用状況等を踏まえて、歩道の整備や段差の解消、点字ブロックの敷設、手すりやベンチの設置等のユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

3 市民参加による福祉のまちづくりの展開

- 公共施設等の物理的な障壁（バリア）の現状を把握し、計画的な整備や福祉のまちづくりへの理解を進めていくよう、地域自立支援協議会や民生委員児童委員協議会等と連携し、障がいのある人の目線に立ち、現地を確認（点検）する「バリアフリータウンウォッチング」を定期的 to 実施します。

4 移動に関する支援の充実

- 移動支援事業や移送サービス等により障がいのある人の外出を支援します。また、社会参加を支援するボランティア活動等も促進し、多様なニーズに応えるため、外出支援の充実を図ります。

5 交通費の助成、割引制度の利用促進

- タクシー券の助成や自家用車による移動を支援するために、ガソリン費の補助や自動車改造の助成等の制度の周知と支援を行います。

(2) 防災や防犯、感染症対策等の安全・安心の取り組み



1 災害時の避難等への支援の充実

- だれもが災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿*を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認ができるよう、必要な体制整備を推進するとともに、防災危機管理室や消防との連携を強化し防災時における支援の充実を図ります。また、日頃から避難訓練等の機会を通じ、防災意識を身に付けられるように取り組みます。こうした取り組みを鳥羽市障害者互助会の「防災デイキャンプ」等を通じて呼びかけ、いざというときに支えあえる日常的なつながりづくりを推進します。
- 障がいのある人の避難行動や避難しやすい避難所のあり方について検討します。
- 障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、避難所での配慮についての理解や訓練を、自主防災組織*等と連携して推進します。また、一般の避難所での生活が難しい人のためにも一般の避難所に福祉スペースを設置します。さらに、特に配慮を要する人の、円滑な利用を確保するための措置が講じられている福祉避難所の確保にも努めます。

2 避難のための情報伝達

- 避難行動要支援者が安全に避難できるよう、避難行動に時間を要する人たちに早めの避難を促すため、迅速かつ的確な避難情報を伝達していきます。また、SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）やメール機能等を活用した災害情報伝達手段の確立を図るとともに、障がいの特性に応じて必要な情報が伝えられるように取り組みます。

3 避難所での支援

- 避難所のバリアフリー化に配慮するとともに、避難所等において障がいのある人が、その特性に応じた支援を受けることができるよう、必要な体制の整備を促進します。
- 福祉避難所の指定を増やすとともに、災害発生時に介護や医療的ケア等の支援が円滑に実施できるよう、必要な備品、資材等を整備するとともに、関係機関との連携に努めます。

4 犯罪や消費者トラブルから守る取り組みの推進

- 障がいのある人を犯罪や消費者トラブルから守ることができるよう、予防のための情報提供や啓発、学習を充実するとともに、地域でのつながりづくりを進める中で、見守り等の取り組みを推進します。
- 判断能力が十分でない人が犯罪に巻き込まれることがないように、成年後見制度等を活用した支援を推進します。
- 障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集や発信を行うとともに、必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

第6節 相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

《課題と方向性》

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人が自らサービスを選択し、必要とするサービスが利用できるよう情報提供や相談支援体制を充実していくことが必要です。

本市では、指定障害相談支援事業所「キ・ラ・ラ」において、生活の困りごとや福祉サービスの利用について相談を受けています。障がいのある子どもに関する相談は、総合子ども相談「ほっぷ」が窓口となります。また、高齢者には地域包括支援センターが窓口となり支援を行っています。

今後は、地域共生社会の充実をめざし、重層的支援体制整備事業を進めていくとともに、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」については、本市の現状等を踏まえながら設置を進めます。

(1) 相談体制の充実



1 基幹相談支援センターの設置

- 「基幹相談支援センター」は、関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活を支えるために設置が求められています。本市においては、日頃から委託相談支援事業所である社会福祉協議会と連携を図り、総合的・専門的な相談支援の実施（困難事例の対応）や権利擁護、虐待防止等、その求められる役割は既に担ってきているところです。今後は市内の相談支援事業所を増やすとともに、市外の相談支援事業所との連携も強化するにあたり、それらの事業所の中核機関となる「基幹相談支援センター」の設置に向けて整備を推進します。

2 相談支援事業の充実

- サービス等利用計画を作成するとともに、継続的にモニタリングを行い適切な利用を支援する計画相談支援・障害児相談支援を強化します。
- 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人や、親から独立して生活する人等を支援する地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を提供する事業所への働きかけを行います。
- 自立生活を支援するという視点で相談支援の質を高めていくよう、地域自立支援協議会等を通じて研修を行います。
- 障がい者相談員や民生委員・児童委員等による身近な相談活動が効果的に進められるように、周知を図ります。

3 地域自立支援協議会の充実

- 市民や障がい当事者、関係団体、事業所、市、関係機関等が地域の様々なニーズや課題を持ち寄って共有し、アイデアを出しあいながら、協力して課題を解決するよう取り組んでいく場となる地域自立支援協議会を一層充実します。

(2) 情報の利用しやすさ(情報アクセシビリティ)の向上



1 情報提供体制の整備

- 「障害者総合支援法」に基づき、聴覚障がいや視覚障がい等により、意思疎通が困難な人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の設置や手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音訳等を行います。

2 公的な情報発信ツールの活用

- 市ホームページや市広報紙、行政放送等の公的な情報発信ツールについては、今後もだれもが利用しやすく、情報が得やすい工夫を凝らしていきます。
- 市からの情報発信について、障がいの特性にあわせた情報提供の方法を研究し、工夫します。

第7節 行政サービス等における配慮の推進

～行政情報の提供、理解促進～

《課題と方向性》

行政サービス等において、障がいのある人が適切な配慮を受けることは、障がいのある人の権利を守る上で重要です。

本市では、窓口等における障がいのある人への適切な対応を図るため、障がいのある人への配慮について学ぶ機会を設け、理解を促進します。

また、行政情報の提供方法については、広報紙やホームページ、チラシ等を活用することにより、情報提供体制の充実を図ります。

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進



1 市職員の障がい者理解の促進

- 市の職員が障がいのある人に対し合理的な配慮ができるよう、障害者差別解消法に準じた「鳥羽市障害者差別解消対応要領」に基づき、研修を行い、障がいのある人に適切に対応できるように取り組みます。

2 多様な方法を活用した行政情報の提供

- 障がいのある人や障がいのある子どものいる家庭に対する様々な取り組みについて、市広報紙や行政放送、市ホームページに加えて、障がい福祉サービスを一覧にまとめた「鳥羽市障がいサービスガイドブック」や各種パンフレット、チラシ等を活用して、必要な人に必要な情報が的確に届くように、情報提供を行います。

3 市主催行事等における配慮の実施

- 市主催行事等において、障がいのある人が参加できるように情報伝達のあり方を工夫するとともに、必要な配慮を行います。

4 選挙における配慮の実施

- 投票所となる会場のバリアフリー化を図り、障がいのある人が投票しやすい環境を整備するとともに、障がいのある人の投票行動について適切な支援を行います。
- 代理記載制度や点字投票、郵便投票等の選挙権行使について周知啓発に努めます。



第 5 章 鳥羽市障がい福祉計画（第 6 期）

第 1 節 令和 5 年度末までの障がい福祉サービスの成果目標

障がいのある人ができるだけ地域で生活できるように、また、より一層働きやすい社会にするように支援する仕組みづくりを進めるため、障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、国の基本方針を踏まえて下記のように定めます。

この目標値を達成するため、本計画の各項目の取り組みを通じて、障がいのある人の地域での自立生活や就労を広げていくように推進します。



（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

●地域生活に移行する人数

令和元年度末時点の施設入所者の 6 % 以上を地域生活へ移行する。

●施設入所者数の削減

令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6 % 以上削減する。

【鳥羽市の目標】

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	42 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活に移行する人数	3 人	令和 5 年度末までの、 地域生活移行者数の目標値
【目標】施設入所者数の削減	1 人	令和 5 年度末までに、 削減する施設入所者数の目標値



(2) 地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】

● 地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に、障がいのある人の地域生活を支援する機能（地域生活への移行や相談、体験の機会・場の提供等）の集約を行う地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【鳥羽市の目標】

項目	数値	考え方
【実績】地域生活支援拠点等の整備	未整備	令和元年度末時点の 地域生活支援拠点等の整備
【目標】地域生活支援拠点等の整備	1 拠点	障がいのある人の地域生活を支援する機能を地域における複数の機関が分担して担う体制づくりに向け、拠点となる1つを整備する。
【目標】地域生活支援拠点等の運用状況の検証	実施	年1回以上運用状況を検証及び検討



(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の指針】

● 一般就労への移行者数

令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。

1. 就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
2. 就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とする。
3. 就労継続支援B型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とする。

● 就労定着支援事業利用者

令和5年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する。

● 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【鳥羽市の目標】

項目	数値	考え方
【実績】一般就労への移行者数	1人	令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】1. 就労移行支援事業	1人	就労移行支援事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】2. 就労継続支援A型事業	0人	就労継続支援A型事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】3. 就労継続支援B型事業	0人	就労継続支援B型事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【目標】一般就労への移行者数	3人	令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】1. 就労移行支援事業	1人	就労移行支援事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】2. 就労継続支援A型事業	1人	就労継続支援A型事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】3. 就労継続支援B型事業	1人	就労継続支援B型事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】就労定着支援事業利用者数	1人	令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業所数の割合	—	令和5年度末において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の割合



(4) 相談支援体制の充実・強化等について

【国の指針】

● 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

【鳥羽市の目標】

- 地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情を踏まえながら、総合的・専門的な相談支援を実施することにより、地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保を行う。



(5) 障がい福祉サービス等の質の向上について

【国の指針】

● 障がい福祉サービス等の質の向上

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。

【鳥羽市の目標】

- 障がい福祉サービス等に係る研修等を活用することにより、障がい福祉サービス等の質を向上に向けた取り組み体制を構築する。

第2節 障がい福祉サービスの見込み量



(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの見込み量を、5期計画での利用状況等を勘案して、次のように推計します。



1 訪問系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談及び助言その他生活全般における援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護の必要性がとて高い人(意思の疎通が困難であり、四肢すべてに麻痺、寝たきりまたは重度の知的障がい等)に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービスの見込み量】(1か月あたり)

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	220	220	230
	人	20	20	21
重度訪問介護	時間	30	30	30
	人	1	1	1
同行援護	時間	24	30	30
	人	8	10	10
行動援護	時間	0	0	10
	人	0	0	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	80
	人	0	0	1

【見込み量確保のための方策】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護については、過去の実績を踏まえ、一定の利用ニーズを見込んでおり、引き続き必要量の確保に努めます。また、県等で実施する研修会の案内を市からも発信する等、情報を共有し、人材、質の確保に取り組みます。

行動援護、重度障害者等包括支援については、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できる体制を整えます。

2 日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供し、身体機能や生活能力の向上を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型)	一般企業等への就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行います。
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	一般企業等への就労が困難な人に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	1,300	1,350	1,400
	人	68	72	75
自立訓練 （機能訓練）	人日	22	22	22
	人	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日	40	40	40
	人	3	3	3
就労移行支援	人日	216	234	252
	人	12	13	14
就労継続支援(A 型)	人日	330	350	370
	人	18	19	20
就労継続支援(B 型)	人日	1,440	1,580	1,615
	人	90	93	95
就労定着支援	人	0	0	1
療養介護	人	6	7	8
短期入所 （ショートステイ）	人日	140	150	160
	人	20	22	24

【見込み量確保のための方策】

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）については、過去の実績を踏まえ、一定の利用ニーズが見込まれるため、必要量の確保に努めます。

就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）については、過去の実績が増加傾向となっていることから、利用の増加を見込んでおり、安定した利用ができるように努めます。就労定着支援については、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できる体制を整えます。

3 居住系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内 容
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり巡回訪問をする等適切な支援を行います。

【サービスの見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 （グループホーム）	人	33	36	39
施設入所支援	人	42	42	41
自立生活援助	人	0	1	1

【見込み量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、ニーズが高く、過去の実績も増加傾向となっていることから、利用の増加を見込んでおり、安定した利用ができるように努めます。

施設入所支援については、令和5年度末における成果目標を踏まえて見込み設定をしています。

自立生活援助については、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できる体制を整えます。

4 相談支援

【サービスの内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービスの見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	44	46	46
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

計画相談支援については、過去の実績を踏まえ、過去の実績が増加傾向となっていることから、利用の増加を見込んでおり、安定した利用ができるように努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できる体制を整えます。



5 その他の活動指標

①発達障がい者等に対する支援

《事業の内容》

国の基本指針においては、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けることにより、発達障がいのある人を早期に発見し適切な対応ができるよう、発達障がいのある人だけではなく、その家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

【活動指標の内容】

サービス名	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数の見込みを定めます。
ペアレントメンター*の人数	ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定めます。
ピアサポートの活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定めます。

【見込み量確保のための方策】

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数については、必要なニーズを把握し、必要に応じて対応できる体制を整えます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《事業の内容》

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、地域生活を総合的にサポートするため、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助けあい、教育を一体的に提供できる、精神障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

地域包括システムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、保健、医療・福祉関係者による協議の場の設置、運営が必要とされています。

i. 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催

【活動指標の内容】

サービス名	内 容
協議の場の開催回数	保健、医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込みを定めます。
関係者ごとの参加者数	保健、医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを定めます。
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健、医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを定めます。

【見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	回	2	2	2
関係者ごとの参加者数	人	1	1	1
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2

【見込み量確保のための方策】

協議の場の開催回数については、精神保健情報共有会議（2か月に1度開催）において、子育て、高齢者部門等の専門機関に加え、医療関係者の参加を促進することにより、専門性の高い協議の場を構築します。また、協議の場の構築に伴い各関係者の参加を促進するとともに、協議内容の深化のため、協議の場において、目標設定及び評価の実施を進めます。

ii. 精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

【見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人	1	1	1
うち精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1
うち精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	0
共同生活援助	人	33	36	39
うち精神障がい者の共同生活援助	人	13	14	15
自立生活援助	人	0	1	1
うち精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

精神障がい者の地域移行に向けたサービスに提供については、共同生活援助において、一定の利用ニーズが見込まれるため、必要量の確保に努めます。

③相談支援体制の充実・強化のための取り組み

《事業の内容》

国の基本指針では、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを推進する上で、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保するとされています。

【活動指標の内容】

サービス名	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を定めます。
訪問等による専門的な指導・助言件数	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数を見込みます。
相談支援事業者の人材育成の支援件数	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の件数を見込みます。
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みます。

【見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有無	実施	実施	実施

【見込み量確保のための方策】

基幹相談支援センターが設置予定のため、総合的・専門的な相談支援を実施します。地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、連携強化の取り組みについては、相談支援事業者の設置状況にあわせて対応できる体制を整えます。

④障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

《事業の内容》

障がいのある人に適切に障がい福祉サービス等を提供できる体制を構築するためには、行政職員が「障害者総合支援法」の具体的内容を理解するとともに、各種サービスの利用状況を把握していることが必要です。さらに、障がいのある人等に対して適切にサービスが提供されているかを検証し、その結果を関係者間で共有することが重要とされています。

【活動指標の内容】

サービス名	内 容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用(研修の参加人数)	都道府県や市町村(委託事業含む)が実施する研修への参加人数の見込みを定めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(共有回数)	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数を見込みを定めます。

【見込み量確保のための方策】

障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用した行政職員の知識・意識の向上や、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有機会の創出等、障がい福祉サービス等の提供体制にあわせて対応できる体制の整備を図ります。



(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、必須事業と市の独自事業を含む任意事業に分かれています。それぞれのサービスの見込み量は、5期計画での利用状況や新たなニーズを勘案して、次のように推計します。

◎必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を営む上で生じる障壁(バリア)を取り除く(フリー)ため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【サービスの見込み量】(年間)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

【見込み量確保のための方策】

障害者の日の記念事業やひだまりフェスタ等において、障がいのある人への理解促進と啓発を図る事業を実施するほか、市内のショッピングセンターや鳥羽マリナターミナルの展示ブース等も活用して広く市民に啓発します。

2 自発的活動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。

【サービスの見込み量】(年間)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

【見込み量確保のための方策】

鳥羽市障害者互助会の防災デイキャンプ等の災害対策の活動を支援するほか、地域自立支援協議会、民生委員・児童委員と「バリアフリータウンウォッチング」を今後も引き続き行います。



3 相談支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	相談、障がい福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センター		実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		未実施	未実施	未実施

【見込み量確保のための方策】

基幹相談支援センターを設置することにより、総合的・専門的な相談支援を実施します。今後は社会福祉協議会と連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の整理に取り組みます。

4 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	5	5	5

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人の権利を守るため、広報等を活用し、成年後見制度の周知を図るとともに、申し立てをする親族がない等の場合に対し、市長が代わって申し立てるための費用、成年後見人の報酬等を見込みます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができるよう法人を確保できる体制の整備に取り組みます。

6 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚・音声機能・言語機能に障がいのある人、またはこれらの障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚・音声機能・言語機能に障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者、要約筆記者の派遣調整、関係機関との連絡調整等を行います。
重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	重度の障がいのため、意思疎通に支援が必要な人が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時のコミュニケーションを支援します。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件	2	2	2
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	人	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

手話通訳者派遣事業については、過去の実績を踏まえ、一定の利用ニーズが見込まれるため、必要量の確保に努めます。

要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業については、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できる体制を整えます。



7 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	5	6	7
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3
排せつ管理支援用具	件	490	510	530
住宅改修費	件	2	2	2

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人の在宅生活を支援するため、障がいの特性や利用ニーズ等を把握し、必要な日常生活用具の給付を行います。



8 移動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間	260	260	260

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人の社会参加や自立を支援するため、必要なサービスの支援を行います。



9 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	10	10	10

【見込み量確保のための方策】

市内で手話奉仕員養成のための講座の開催を推進します。



10 地域活動支援センター事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	人	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人に、創作活動や生産活動等、日中活動を通じて社会参加ができる機会が提供できるよう、社会福祉協議会に委託して取り組みます。

◎任意事業



1 訪問入浴サービス事業

サービス名	サービスの概要
訪問入浴サービス事業	地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、居宅を訪問し入浴サービスを提供します。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	3	3	3



2 日中一時支援事業

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	障がいがある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として提供します。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	30	30	30



3 社会参加支援事業

サービス名	サービスの概要
社会参加支援事業	障がいのある人の社会参加を支援するために、スポーツ・レクリエーション教室の充実を図ります。また、点字・声の広報等の発行、自動車の運転免許取得や改造の助成を行います。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等	回	5	5	5
	人	200	210	220
点字・声の広報等発行	回	12	12	12
自動車運転免許取得・改造助成	件	1	1	1



4 知的障害者職親委託事業

サービス名	サービスの概要
知的障害者職親委託事業	障がいのある人の就労を支援するために、知的障がいのある人の生活指導や技能を習得する訓練等を行えるよう、協力事業所の拡大を図ります。

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1
	人	1	1	1



第 6 章 鳥羽市障がい児福祉計画（第 2 期）

第 1 節 令和 5 年度末までの障がい児福祉サービスの成果目標

障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、国の基本方針を踏まえて下記のように定めます。

この目標値を達成するため、本計画の各項目の取り組みを通じて、障がいのある子どもの保育や教育、地域生活を支援するように推進します。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築



【国の指針】

● 児童発達支援センターの設置

令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上設置する。

● 保育所等訪問支援の実施

令和 5 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【鳥羽市の目標】

- 児童発達支援センターの設置については、近隣市町の児童発達支援センターに本市も参画することにより、質の高い療育支援の体制強化を図る。
- 保育所等訪問支援の実施については、市の子育て支援室で実施している巡回訪問で対応する。

(2) 医療的ニーズへの対応について



【国の指針】

● 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上確保する。

● 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和 5 年度末までに、都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

【鳥羽市の目標】

- 重症心身障がい児の支援については、済生会明和病院なでしこ（多気郡明和町）で重症心身障がい児を対象とする児童発達支援や放課後等デイサービスを実施しており、必要な体制は確保できているものの、本市には事業所はないため、引き続き事業所の確保に努める。
- 各医療的ケア児支援の協議の場の設置については、三重県南部6市10町と済生会明和病院なでしこで構成する「みえる輪ネット（三重県南部医療的ケア地域支援連携会議）」を本計画の協議の場に位置づける。
- 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、保健、医療、保育、教育等の関係機関において、連絡調整を行うための体制整備に努める。

第2節 障がい児福祉サービスの見込み量

(1) 障がい児支援サービス



【サービスの内容】

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（または利用予定）の障がいのある子どもが、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等、重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

1 児童発達支援・医療型児童発達支援

【サービスの見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	48	52	57
	人	10	11	12
医療型児童発達支援	人日	0	0	10
	人	0	0	1

【見込み量確保のための方策】

市内・圏域の事業所と連携し、未就学の障がいのある子どもや発達支援を必要とする子どもの増加に応じたサービス提供体制の確保を進めます。

2 放課後等デイサービス

【サービスの見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日	200	215	230
	人	26	28	30

【見込み量確保のための方策】

就学している障がいのある子どもの放課後等の支援について、市内・圏域の事業所と連携し、障がいのある子どもの増加等に対応したサービス提供体制の確保を進めます。

3 保育所等訪問支援

【サービスの見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

保育所等に通っている障がいのある子どもへの巡回支援については、子育て支援室で実施している「みえ発達障がい支援システムアドバイザー*」の資格を有する職員による巡回訪問で対応します。

4 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	1

【見込み量確保のための方策】

市内には重症心身障がい児を対象とする事業所がないため、近隣の事業所に働きかける等サービスを提供できる体制整備に努めます。

5 障害児相談支援

【サービスの見込み量】（1か月あたり）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	10	11	12

【見込み量確保のための方策】

障害児相談支援事業を実施する社会福祉協議会等と連携してサービス提供に対するニーズの増加を踏まえた体制を整備するとともに、総合子ども相談「ほっぷ」とも連携し、福祉と教育が連携した支援を進めます。

6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【サービスの見込み量】（年間）

サービス名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	人	0	0	1

【見込み量確保のための方策】

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制整備に努めます。



(2) 保育施設等における障がい児入所者数の見込み量

障がいのある子どもについて、地域の保育所等で保育ができる体制に努めます。

【見込み量】

事業名と単位			令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	定員	人	600	600	600
	障がい児	人	24	24	24
放課後 児童クラブ	定員	人	80	80	80
	障がい児	人	9	9	9



第 7 章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

(1) 市民・事業所・地域等との協働*の推進



障がい当事者団体やボランティア団体、地域組織、教育機関、サービス提供事業所、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(2) 個々の障がい特性に沿ったきめ細かな相談支援体制の実施



障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図ります。

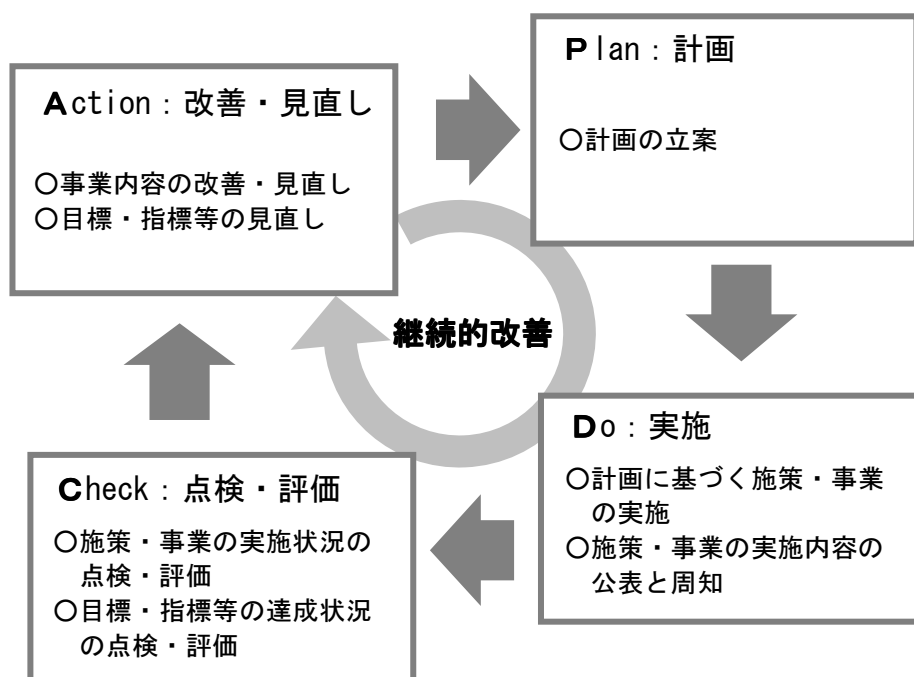
第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進行管理を担う組織として、「鳥羽市障害者施策推進委員会」等に随時意見を聴きながら、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

そして、計画の進捗状況を広く市民へ周知できるように、ホームページへの掲載等により計画の各年度の実施状況や変更・見直し等について公表していきます。

さらに、計画の着実な推進のためには、これらの進行管理を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（P D C Aサイクル）を構築します。



第3節 鳥羽市地域自立支援協議会

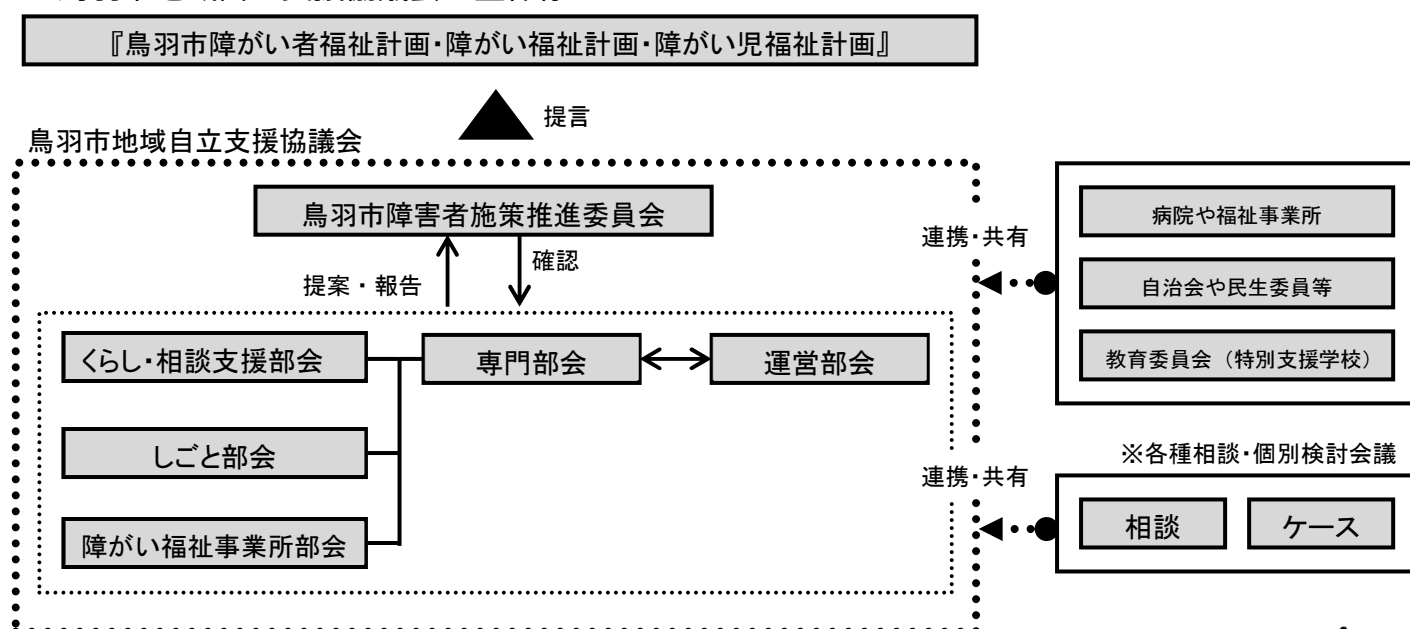


(1) 鳥羽市地域自立支援協議会

「鳥羽市地域自立支援協議会」は、地域の実情にあった障がい者福祉の実現と、様々なケースが存在する障がいに対する支援体制、相談体制の強化の実現を図り、そのシステムを構築していくことを目的に、平成 21 年 7 月から準備を重ね、平成 21 年 11 月に設立しました。

「鳥羽市地域自立支援協議会」には、「障害者施策推進委員会」、「専門部会」、「運営部会」の機能を備え、計画の策定をはじめ、施策の進捗管理や地域課題の整理等を行います。

<鳥羽市地域自立支援協議会の全体像>



(2) 専門部会

専門部会は、「暮らし・相談支援部会」、「しごと部会」、「障がい福祉事業所部会」の3部会があり、それぞれのテーマに沿った地域課題、ニーズ等について方向性を見出し、支援についての様々なアイデアや事業案を協議します。

これまでに生活介護施設「ゆめぱーる」の整備や水福連携事業の取り組みを実施してきました。現在は、親亡き後の支援や地域産業と連携した就労支援等、新たな地域課題を整理するため定期的に活動をしています。



資料編

第1節 策定経過

開催（実施）事項 期 日	内 容
アンケート調査の実施 ●実施期間 令和2年1月10日(金)～ 令和2年2月14日(金)	策定資料として、障がいのある人の生活実態、要望、意見等を調査。
第1回鳥羽市障害者施策推進委員会 ●日時 令和2年8月5日(水)	1. 鳥羽市における障がい者を取り巻く状況 2. 障がい福祉計画（第5期）の実施状況 3. 鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の策定について
ヒアリング調査の実施 ●実施期間 令和2年9月1日(火)～ 令和2年9月30日(水)	策定資料として、障がい当事者団体や障がい福祉サービス事業所の要望、意見等を調査。
第2回鳥羽市障害者施策推進委員会 ●日時 令和2年10月14日(水)	1. 障がい者福祉を取り巻く国の動向について 2. 鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）骨子案の検討について
第3回鳥羽市障害者施策推進委員会 ●日時 令和2年11月18日(水)	1. 鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）素案の検討について
パブリックコメントの実施 ●実施期間 令和3年1月4日(月)～ 令和3年1月22日(金)	鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）素案を公表し、広く市民から意見、情報等を募集
第4回鳥羽市障害者施策推進委員会 ●書面による決議	1. 鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）について

第2節 鳥羽市障害者施策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき策定する障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（以下「計画」という。）について、各方面の関係者の幅広い意見等を聴き、その総合的かつ計画的な推進に資するため、鳥羽市障害者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定、実施及び進捗管理に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する協議会に関すること。
- (4) 障害者の就労促進に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (6) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (7) 教育委員会（特別支援学校を含む。）との連携に関すること。
- (8) 発達障害を含めた障害のある子どもの支援に関すること。
- (9) その他障害者に関する各種施策等の研究及び検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者又は障害児及びその家族
- (2) 障害者福祉関係団体の代表者
- (3) 福祉、保健医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 識見を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

(運営部会の設置)

第7条 委員会は、委員会を円滑に運営するため運営部会を置く。

2 運営部会は、地域における障害者等の自立支援策の全般について、各専門部会の情報交換、施策提案の調整を行う。

3 運営部会は、専門部会の設置・変更・廃止、構成機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

4 運営部会は、必要に応じ専門部会委員を集めた報告会を開催する。

(運営部会の構成)

第8条 運営部会は、健康福祉課職員、法第77条第1項の規定に基づく委託相談支援事業所の職員、各専門部会の部会長で構成する。

(専門部会の設置)

第9条 委員会は、各分野別に協議を行うために次の専門部会を置く。

(1) くらし・相談支援部会

(2) しごと部会

(3) 障がい福祉事業所部会

(4) その他運営部会において必要と認められた部会

2 専門部会は、障害者等の個別ケース会議等で明らかになった課題について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

(専門部会の構成)

第10条 各専門部会の委員は、構成機関等の意見を踏まえ当該構成機関等の実務担当者の中から事務局が選任する。

2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 専門部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、会議において必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(委員会の傍聴)

第11条 会長は、必要があると認めるときは委員会を非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(秘密保持義務)

第13条 委員会の事務に従事する者又は委員会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、委員会の事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(鳥羽市障害者福祉計画推進委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 鳥羽市障害者福祉計画推進委員会設置要綱（平成 13 年告示第 14 号）
- (2) 鳥羽市バリアフリーのまちづくり推進協議会設置要綱（平成 16 年告示第 32 号）
- (3) 鳥羽市障害者施策推進委員会設置要綱（平成 21 年 11 月 27 日施行）
（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の鳥羽市障害者施策推進委員会設置要綱の規定により委嘱されている委員は、第 3 条第 2 項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、第 4 条の規定に関わらず、令和 2 年 3 月 31 日までとする。

第3節 鳥羽市障害者施策推進委員会名簿

所属団体名等	氏 名	備 考
志摩医師会	羽根 靖之	会 長
鳥羽市障害者互助会	小竹 晃平	副会長
あしたば福祉会	笠井 杉代	
愛恵会	松村 裕子	
鳥羽市社会福祉協議会	前田 康裕	
子どもとともに育ち合う親の会くれよん	山岸 悦子	
伊勢公共職業安定所	高原 孝祐	
鳥羽市教育委員会	岩本 和也	
三重県立度会特別支援学校	森井 麗子	
三重県立特別支援学校玉城わかば学園	中林 英樹	
伊勢保健所	川口 恵子	
伊勢志摩バリアフリースターセンター	中村 千枝	
鳥羽市人権擁護委員会	山本 英子	
鳥羽市民生委員児童委員協議会	山本 芳照	
一般公募	間座 喜吉	
一般公募	西井 伸隆	

第4節 用語集

	用 語	説 明
あ行	アクセシビリティ	年齢や身体障がいの有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	アセスメント	介護過程の第一段階において、利用者の課題分析をするために、何を求めているのかを正しく知るために行われる評価や査定のこと。
	意思決定支援ガイドライン	日常生活や社会生活等において障がいのある人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめたもの。
	医療的ケア	たんの吸引や経管栄養、導尿、呼吸管理等、重度の障がいのある人の生活支援のために行う医療行為の一部。
	インクルーシブ教育	障がいのある人となない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。
	インフォーマルサービス	公的機関や介護サービス事業者等が法律や制度に基づいて提供するフォーマルサービスに対して、住民やボランティア、NPO等が非制度的に提供するサービスのこと。
	NPO	Non Profit Organization の略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）をいう。
か行	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業等の団体、そして行政等公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出しあい、そして連携と協力をする事。
	高次脳機能障がい	脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障がいが生じている状態。高次脳機能障がいは、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障がいと定義される。記憶障がいや失語症、遂行機能障がいといった障がいが含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁（バリア）を取り除く（フリー）ために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ行	CLM(チェック リスト in 三重)	Check List in MIE の略で、支援の必要な子どもの早期発見・支援のため、三重県立小児心療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。
	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会等の地域住民を単位として組織された任意団体をいう。
	障害者基本法	障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。
	障害者虐待防止法	「障害者虐待防止法」の対象となる障がいのある人は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがある人（障害者手帳を取得していない場合も含まれる。）で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされている。障がい者虐待には、「身体的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」がある。

	用 語	説 明
さ 行	障害者権利条約	平成 18 年 12 月、国連総会において採択され、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。
	障害者雇用促進法	障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図るための法律。昭和 35 年制定。
	障害者差別解消法	すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された法律。
	障害者週間	昭和 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、障がい者の福祉についての関心と理解を深め、障がい者の社会参加を促進するため、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間を設定している。
	障がい者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。
	障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がいのある人の就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための法律。施行は平成 25 年 4 月。
	情報通信技術 (ICT)	情報・通信に関連する技術一般の総称。学校教育の現場においても、このような機器を導入することで、わかりやすい授業環境の実現や、子どもたちの情報活用能力の育成の一翼を担うものとして期待されている。
	職員対応要領	「障害者差別解消法」及び政府が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、職員等が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。
	ジョブコーチ	「職場適応援助者」の別称。障がいのある人が一般の職場で就労するにあたり、障がいのある人・事業主及び当該者の家族に対して障がいのある人の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職。
	自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療と更生医療、育成医療がある。
	成年後見制度	認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがいない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度にあわせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
	成年後見制度利用促進法	成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成 28 年施行。
	総合子ども相談「ほっぷ」	0 歳から 18 歳までの子どもの様々な相談に応じる総合相談窓口の名称。電話相談や面談、臨床心理士による相談や発達検査等を実施する。 また、福祉、保健、教育が連携し、子どもたちの成長にあわせて途切れなくサポートする機能も備えている。

	用 語	説 明
た行	地域包括ケアシステム	障がいや加齢、疾病を原因として生活に支援を要するようになったとしても、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応して、様々なサービスを継続的・包括的に提供していくもの。介護保険等においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。
	中核機関	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」という3つの機能を持つ機関。
	指定難病／小児慢性特定疾病	希少性、原因不明、治療方法未確立、生活への長期的支障という4つの要件を満たす難病のうち、厚生労働省が指定する疾患で、国からの医療費助成がある。
	特別支援教育コーディネーター	校内の特別支援教育を推進するために、各校に配置されることが義務付けられているもので、現状では、特別支援学級の担任や、生徒指導担当の教職員がその役割を担っていることが多くなっている。主に、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者に対する学校の相談窓口、校内支援体制づくりのまとめ役、担任への支援等を行う。
	鳥羽市障害者互助会	鳥羽市の心身障がい者福祉団体として、当事者間の親睦と理解と団結を深め、自立更生、福祉増進、社会貢献を目的とし、鳥羽市視覚障害者福祉会、鳥羽市聴覚障害者福祉協会、鳥羽市肢体障害者委員会、鳥羽市手をつなぐ育成会、鳥羽市心をつなぐ親の会海の子の5団体で構成される。
な行	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
	ノーマライゼーション	障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざすという理念。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発症するもの。
	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味あいでも用いられる。
	ピアサポート活動	同じような立場の人による対等なサポートを意味する。同じような障がいを持つ人やその家族等が相談相手となり、助言や支援を行う活動のこと。
	避難行動要支援者名簿	高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿をいう。「災害対策基本法」の一部改正（平成25年6月）により、自治体による作成を義務付けること等が規定された。また、自治会や自主防災会、民生委員には平常時から名簿を提供し、避難訓練等に活用する。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。 鳥羽市では、平成29年に鳥羽市社会福祉協議会の鳥羽市障がい者福祉センターゆめばーとの協定を締結した。
	ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

	用 語	説 明
は行	防災タウンウォッチング	防災視点でのまち歩き。地域の危険か所や防災施設の位置の確認、今まで気付かなかった地域の問題点等を発見することができる。
	ほっぷファイル (すてっぷファイル)	就学から卒業までの学校教育段階において、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児・児童・生徒等の自立や社会参加の実現に向け、一人ひとりの特性やニーズを的確に把握し、ライフステージが変わっても途切れない支援を続けていくためのツール。また、18歳以降においても途切れない支援を目的に「すてっぷファイル」に引き継がれる。
ま行	みえ発達障がい支援システムアドバイザー	三重県小児心療センターあすなろ学園において1年間、発達障がいに関する専門研修を受講した職員のこと。子どもたちの成長過程に応じた適切に途切れない支援を行うため、保育所や幼稚園等を巡回し支援している。
	みえる輪ネット(三重県南部医療的ケア地域支援連携会議)	鳥羽市、松阪市、伊勢市、志摩市、熊野市、尾鷲市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町の6市10町と病院、支援事業所等で構成し、特に人工呼吸器等を使用する医療的ケアが必要な障がい児支援について、単独の市町単独では解決することができない、広域的な課題等を協議し、構成市町の連携及び支援体制の構築を図ることで、障がい児が地域で生活できるように支援することを目的に設置する団体。
	民生委員・児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。
や行	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障がいの有無等に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。
ら行	レスパイト	介護者が一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画（第 6 期）・
障がい児福祉計画（第 2 期）
発行・編集：鳥羽市役所 健康福祉課
住所：鳥羽市大明東町 2 番 5 号
電話：0599-25-1183 ファックス：0599-25-1154